

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成15年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

1	新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の役割について・	11
3	年金を受給していない障害者の問題について・・・・・・・・	13
4	障害者ケアマネジメント体制支援事業について・・・・・・・・	15
5	特別児童扶養手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6	身体障害認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
7	高次脳機能障害支援モデル事業について・・・・・・・・	24
8	国際生活機能分類（ICF）－国際障害分類改訂版－の日本語版 の作成と活用について・・・・・・・・	30
9	厚生労働科学研究費について・・・・・・・・	31

<国立施設管理室>

国立更生援護施設等の運営について

(1)	国立身体障害者リハビリテーションセンター・・・・・・・・	36
(2)	国立視力障害センター（国立光明寮）・・・・・・・・	37
(3)	国立重度障害者センター（国立保養所）・・・・・・・・	38
(4)	国立知的障害児施設（国立秩父学園）・・・・・・・・	38
(5)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）・・・・	39
(6)	専門職員の養成・研修について・・・・・・・・	40
①	身体障害者リハビリテーション関係専門職員・・・・・・・・	40
②	知的障害児者関係専門職員・・・・・・・・	40

(7) 支援費制度移行に伴う国立身体障害者更生援護施設への入 所手続き等について	41
① 国立施設への入所手続き	41
② その他	43

<社会参加推進室>

1 障害者の社会参加促進事業について	45
(1) 障害者社会参加総合推進事業	45
(2) 市町村障害者社会参加促進事業	51
2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について	53
(1) 事業開始の届出	53
(2) 社会福祉法人認可申請	54
(3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情対応	55
3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について	55
(1) 障害者スポーツの推進	56
(2) 障害者スポーツ大会の開催	57
(3) 文化芸術活動の推進	59
4 補装具給付事業の円滑な実施について	60
(1) 給付事務の適正実施	60
(2) 告示、関係通知等の改正	62
5 日常生活用具給付等事業の円滑な実施について	63
(1) 新規種目	63
(2) 廃止種目	64
(3) 給付事務の適正化等	64
6 視聴覚障害者への情報提供体制の整備について	65
(1) 聴覚障害者情報提供体制の整備について	65
(2) 点字情報ネットワークの改善	65

7	国際障害者交流センターについて	66
8	手話通訳技能認定試験について	68

＜監査指導室＞

1	平成15年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	69
	(1) 支援費制度における指導及び監査について	69
	(2) 障害福祉施設等に対する指導監査について	69
	(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査 について	70
	(4) 精神病院に対する指導監督について	72
2	平成15年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について	72
3	その他	73

資料

<国立施設管理室>

1 国立更生援護施設の概要	85
2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院 における研修の概要	87
3 高次脳機能障害支援モデル事業関係職員研修会の概要（案）	91
4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要	92
5 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）にお ける研修の概要（案）	94
6 国立施設への入所手続きに係る諸様式等	96

<社会参加推進室>

1 障害者ITサポートセンターの概要図	101
2 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況	102
3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧	103
4 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数	104
5 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数	105
6 第15回手話通訳技能認定試験の概要（平成15年度実施）	106

<企 画 課>

1 新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）について

（1）新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の策定

現行の障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）及び障害者プランが平成14年度に最終年度を迎えることから、平成15年度を初年度とする新障害者基本計画及びその重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）が、平成14年12月24日に策定された。

（2）新障害者基本計画について

ア 新障害者基本計画は、障害者基本法第7条の2第1項に基づく法定計画として、平成14年12月24日に閣議決定された。計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間である。

イ 新障害者基本計画は、現行の障害者基本計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指している。

ウ また、施策推進の基本的な方針として、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という4つの横断的視点を取り上げている。

さらに、重点的に取り組むべき4つの課題として、「活動し参加する力の向上」、「活動し参加する基盤の整備」、「精神障害者施策の総合的な取組」、「アジア太平洋地域における域内協力の強化」を掲げている。

エ 分野別施策としては、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」、「国際協力」の8分野について、それぞれの施策の基本的な方向を示している。

このうち「生活支援」分野においては、

- ① 身近な相談支援体制の構築
- ② ホームヘルプサービス等地域生活を支える在宅サービスの充実
- ③ 入所施設は真に必要なものに限定する等の施設サービスの再構築等を施策の基本的方向として掲げている。

また、「保健・医療」分野においては、

- ① 障害の原因となる疾病等の予防・治療
 - ② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
 - ③ 精神保健・医療施策の推進
- 等を施策の基本的方向として掲げている。

(3) 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）について

ア 重点施策実施5か年計画（以下、「新障害者プラン」という。）は、新障害者基本計画に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策及びその達成目標等を定めたものであり、平成14年12月24日、障害者施策推進本部において決定された。

イ その基本的考え方は、新障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、

- ① 障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、
 - ② 福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備
- 等に取り組むものである。

ウ このうち厚生労働省関係部分については、

- ① 地域生活を支援するための、ホームヘルパーの確保、ショートステイやデイサービスの整備等在宅サービスの充実
- ② 住まいや活動の場としてのグループホームや通所授産施設の整備
- ③ 精神障害者の退院・社会復帰に向けた総合的な取組

等について、具体的な達成目標を定め、その推進を図ることとしており、平成15年度予算案における新障害者プラン関係経費として、昨今の厳しい財政状況の中、約1,301億円を計上したところであり、これにより積極的な推進を図ることとしている。

特に、本年4月から施行される支援費制度の円滑な施行を確保する観点から、これまでの障害者プランに引き続き、新障害者プランによってサービス提供基盤の整備をより一層進めていくことが重要であり、各都道府県及び市町村においては、地域間のサービス水準に不合理な格差が生じないように留意しつつ、地域のニーズを十分に踏まえた計画的な整備を進められたい。

(4) 市町村障害者計画の策定について

ア 新障害者プランを推進していくためには、各自治体において、具体的な数値目標を設定した障害者計画を策定し、その達成に向けて施策を推進していくことも重要である。

イ 内閣府が行った地方障害者計画の策定状況調査によると、平成14年3月末現在の市町村障害者計画策定率は83.7%であり、これを市（特別区を含む）と町村に分けてみると、市が96.8%であるのに対し、町村は80.2%となっており、これらのうち数値目標が設定されている計画は、策定している市町村の36.2%にとどまっている状況にある。

ウ 未だに市町村障害者計画が策定されていない市町村を抱える都道府県については、広域的な計画策定を促すことなどにより、該当市町村に対する積極的な指導をお願いする。

また、数値目標を設定していない自治体については、速やかに数値目標を設定するとともに、その目標の達成に努められたい。

その際、計画の策定に当たり、必ず障害者の参画を得て的確なニーズ把握を行うとともに、地域の特性や実情に応じた内容となるようご留意願いたい。

(5) 障害者プランに係る実績調査（平成14年度実績）について

毎年、当該年度終了後に実施している「障害者プラン関係保健福祉施策実施状況調査」について、平成13年度の実績調査は昨年6月に実施したところであるが、今年度の実績に係る調査は、障害者プランの最終的な実績の把握になることから、昨年度よりも早期に実施する予定であるので、準備方よろしく願いたい。

なお、今回の調査は、障害者プランの総括的な意味合いもあることから、通常の年度よりも詳細に行うことを予定しているので、ご協力願いたい。

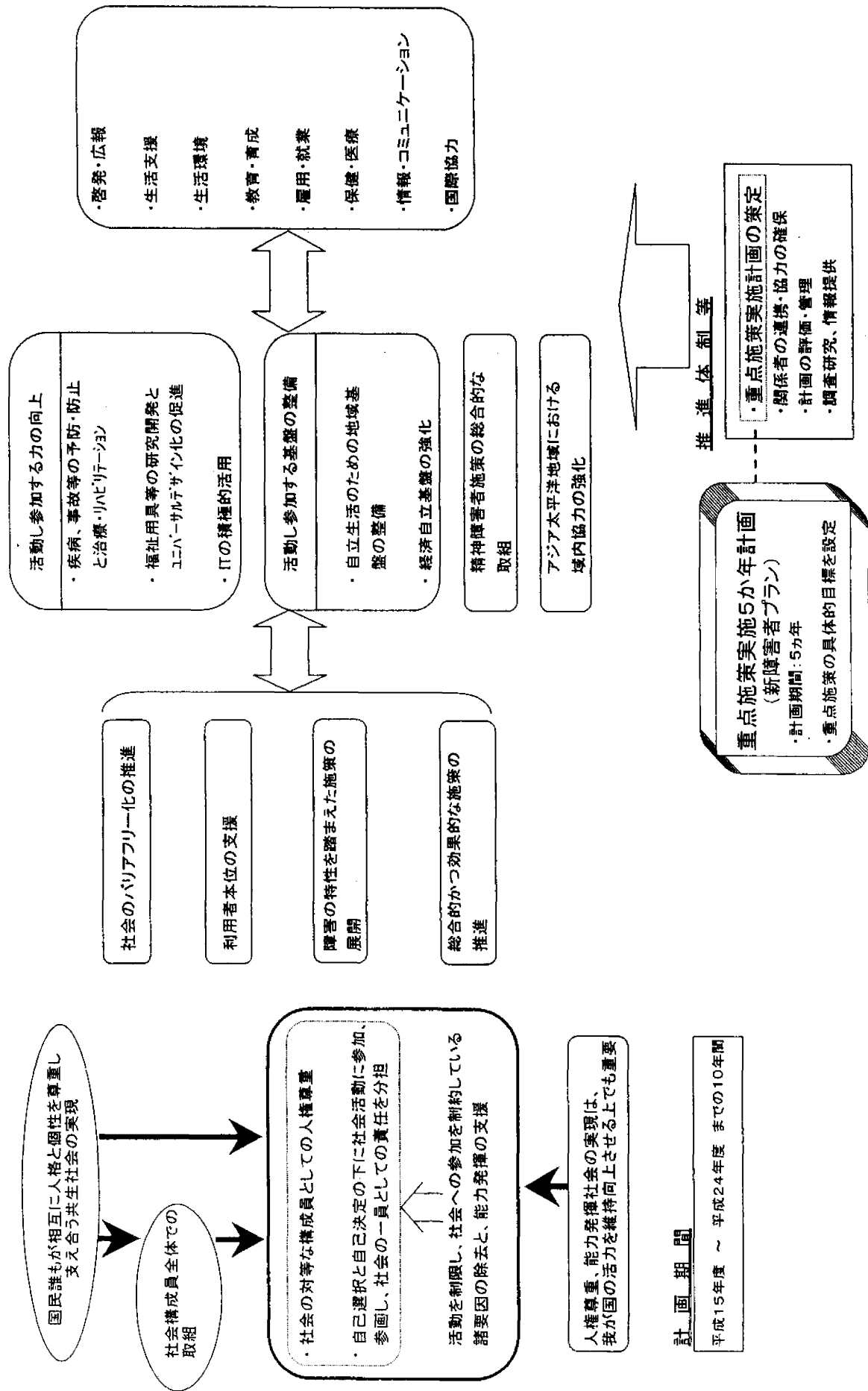
障害者基本計画の枠組み

分野別施策

重点課題

横断的な視点

考え方



障害者基本計画のうち主な厚生労働省関係部分

生活支援

【基本方針】

利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する。

【施策の基本的方向】

1. 利用者本位の生活支援体制の整備

- 身近な相談支援体制の構築
- 権利擁護の推進
- 障害者団体や本人活動の支援

2. 在宅サービス等の充実

- 在宅サービスの充実
- ホームヘルプサービス等を量的・質的に充実
- 住居の確保
- グループホーム・福祉ホームを量的・質的に充実
- 自立及び社会参加の促進
- 精神障害者施策の充実
- いわゆる「社会的入院」の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備
- 各種障害への対応

3. 経済的自立の支援

- 雇用・就業施策の推進
- 年金、手当等の給付

4. 施設サービスの再構築

- 施設等から地域生活への移行の推進
- 障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進
- 施設の在り方の見直し
- 入所施設は、地域の実状を踏まえ、真に必要なものに限定。障害者施設は、在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け

5. スポーツ、文化・芸術活動の振興

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

7. サービスの質の向上

8. 専門職種の養成・確保

【基本方針】

適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実する。
障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものに対し、保健・医療サービスの適切な提供を図る。

【施策の基本的方向】

1. 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
- 障害の原因となる疾病等の治療
- 正しい知識等の普及等

2. 障害に対する適切な保健・医療サービスの提供

- 障害の早期発見
- 障害に対する医療、医学的リハビリテーション
- 障害者に対する適切な保健サービス
- 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供などにより、障害の軽減、重度化等の防止を図る。

3. 精神保健・医療施策の推進

- 心の健康づくり
 - ・ 心の健康に関する相談、自殺予防対策等を実施。
- 精神疾患の早期発見・治療
 - ・ 精神障害者に対する保健・医療施策を一層推進。

4. 研究開発の推進

5. 専門職員の養成・確保

障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)

一厚生労働省関係部分の概要一

生活支援のための地域基盤整備

○利用者本位の相談支援体制の充実

- 在宅サービスの確保
 - ・ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス
 - ・障害児通園(児童デイサービス)事業
 - ・重症心身障害児(者)通園事業
 - ・グループホーム、福祉ホーム
 - ・市町村社会参加促進事業の推進

○施設サービス

- ・通所授産施設
- ・入所施設は真に必要なものに限定。地域資源として活用。

精神障害者施策の充実

社会的入院患者(約7万2千人)の退院・社会復帰を
目指す。

[保健・医療]

- ・精神科救急医療システムの整備(全都道府県)
- ・うつ病、心的外傷体験ケア及び睡眠障害への対策
- ・思春期精神保健や若齢層の「社会的ひきこもり」への対応

[福祉]

- 在宅サービス
 - ・精神障害者地域生活支援センター
 - ・ホームヘルパー、グループホーム、福祉ホーム
- 施設サービス
 - ・精神障害者生活訓練施設(授産寮)
 - ・通所授産施設

障害の原因となる疾病の予防・治療

・医学的リハビリテーション

- ・難治性疾患に関する研究開発
- ・周産期医療ネットワークの整備(全都道府県)
- ・生活習慣改善による循環器病等の減少
- ・糖尿病に関する有病者数の減少等

雇用・就業の確保

- ・平成20年度の雇用障害者数を600,000人にする
ことを目指す。
- ・平成19年度までにハローワークの年間障害者就
職件数を30,000人にする
ことを目指す。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分	約 6,700人分

新障害者プランにおける数値目標設定の基本的な考え方

1 身体障害者・知的障害者・障害児関係施策

(1) ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス、グループホーム

これらは、障害者の地域生活を支援する基幹的なサービスであり、地域的に偏在なく一定水準以上のサービスを提供できる体制を整備することが必要であることから、都道府県等のサービス整備状況を勘案し、現在の整備量に係る地域格差を是正し、全体的にサービス水準の底上げを図る観点から、各サービスごとに整備目標値を設定したものの。

(2) 福祉ホーム

身体障害者の利用ニーズに対応できるよう、全国の利用希望者数を推計し、整備目標値を設定したものの。

(3) 通所授産施設

全国の利用待機者数を踏まえ、目標年の平成19年度において、これを解消できる整備量を見込んで整備目標値を設定したものの。

(4) 障害児通園（デイサービス）事業、重症心身障害児（者）通園事業

障害児通園事業については、在宅の障害児の利用ニーズに対応するため、障害児数や利用希望を踏まえて整備目標値を設定したものの。

また、重症心身障害児（者）通園事業については、各都道府県・指定都市において4～5か所実施できるよう整備目標値を設定したものの。

2 精神障害者関係施策

(1) グループホーム、福祉ホーム、生活訓練施設、ホームヘルパー

今後10年のうちに、条件が整えば退院可能とされる約7万2千人の入院患者（いわゆる社会的入院患者）の退院・社会復帰を目指すため、必要となるサービス基盤整備を図ることを目的として、整備目標値を設定したものの。

具体的な数値目標の設定に当たっては、平成14年12月19日に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」において、入院者の態様に応じた留意点が示されていることを踏まえ、各サービスごとに目標値を設定したものの。

(2) 通所授産施設、精神障害者地域生活支援センター

これらの施設が未設置の障害保健福祉圏域を解消することを目的として、整備目標値を設定したものの。

(3) ショートステイ

概ね1/3の生活訓練施設に併設するように整備目標値を設定したものの。

2 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の役割について

ア 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、従前より身体障害者及び知的障害者の更生援護に関し、専門的技術的中枢機関としての役割を担ってきているところであり、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的及び職能的判定業務などを実施しているところである。

イ 本年4月からの支援費制度の施行に伴い、更生相談所の業務にも新たな展開が求められることとなり、更生相談所は市町村が行う支給決定業務に係る援助・指導の役割を担うこととなる。

即ち、市町村が居宅生活支援費や施設訓練等支援費の支給決定、障害程度区分変更等を行うに当たり、特に専門的知見を必要とする場合には、更生相談所に対し意見を求め、意見を求められた更生相談所は医学的、心理学的及び職能的判定を行い、市町村に意見書（判定書）を送付することとされている。

また、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なることがないように、研修等を通じて市町村を指導することが期待されることである。

こうした観点から、平成15年度予算案において、障害程度区分の決定に関する市町村職員への研修実施に係る経費を新たに確保したところであるので、各更生相談所においては、上記の趣旨を踏まえ、継続的な研修の実施に努められたい。

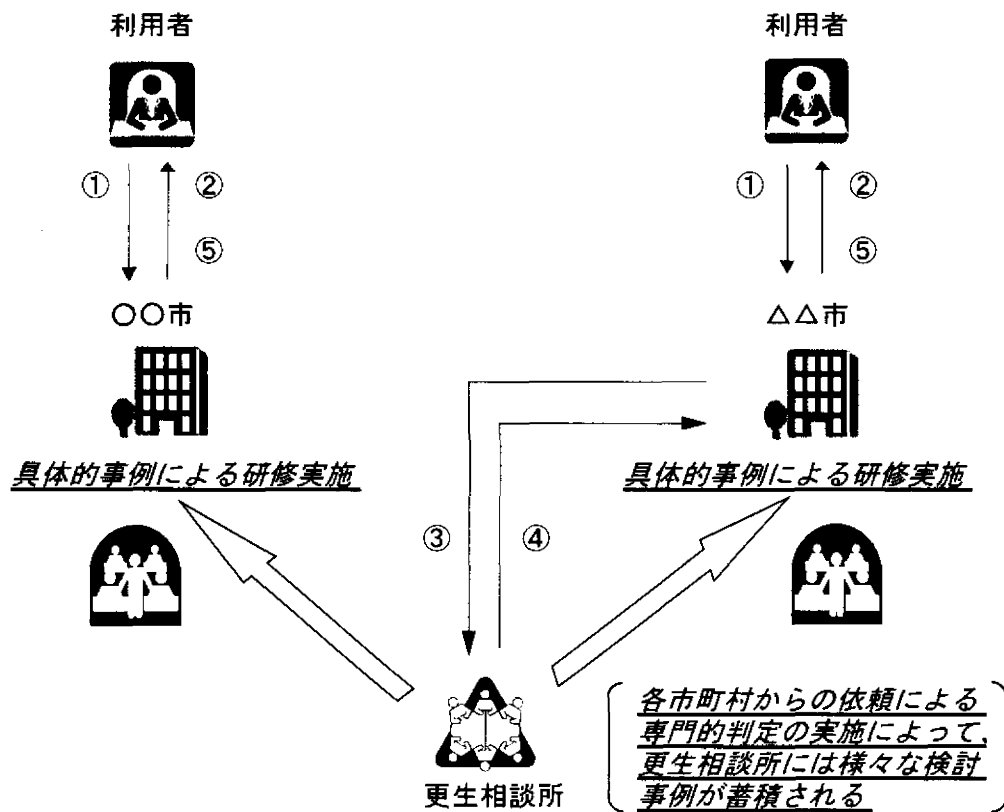
なお、研修の実施に当たっては、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所との間で連携を取り、双方の内容を含むものとする等、効果的な研修としていただくようお願いしたい。

ウ 各都道府県等の更生相談所がこれらの役割を果たすことが、支援費制度の円滑な施行という観点においても重要であることから、管下市町村と連携を取りつつ、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

エ 一方、平成15年度より、知的障害者の実情把握、相談及び指導、知的障害者更生施設等への入所に係る事務等が市町村へ委譲されることに伴い、知的障害者更生相談所には、市町村の更生援護の実施に関する専門的な技術的援助指導、市町村に対する情報提供等の業務が新たに加えられることとなる。については、市町村がこれらの事務を円滑に行うことができるよう、専門的な見地からの援助指導について御配慮願いたい。

オ また、昨年11月、身体障害者更生相談所のあり方検討委員会及び知的障害者更生相談所のあり方検討委員会による報告書が取りまとめられ、今後の更生相談所の役割が示されたところである。今後、この内容を踏まえ、設置運営基準等の改正を行うこととしており、別途通知する予定であるので、よろしくお願ひしたい。

(障害程度区分の決定に係る研修のイメージ図)



- ① 申請者（利用者）から市町村への支給申請
- ② 支給決定に係る障害程度区分を決めるための申請者への聴き取り
- ③ 市町村の審査において専門的な知見が必要な場合、更生相談所へ意見を求める
 - ・ 障害程度区分における各チェック項目の選択肢の判断が困難な場合
 - ・ 自閉症、認知・記憶・注意等の障害、重複障害、合併症等があり専門的な知見が必要な場合
- ④ 更生相談所では必要に応じて申請者に来所を求め、各専門職による医学的・心理学的・職能的判定に自立促進の観点も加えた総合的な判定を行い、意見書を交付する
- ⑤ 市町村は意見書を勘案して障害程度区分を決定する。

3 年金を受給していない障害者の問題について

年金を受給していない障害者に現金給付を行うことについては、昨年8月に示された「坂口試案」を踏まえ、

- ① 拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性
- ② 給付に必要となる多額の財源確保の見通し

などの問題について十分に検討していくことが必要である。

実態調査について

施策の検討に当たっては、年金を受給していない障害者の人数や生活実態などを把握する必要があると考えており、対象者の所在の把握が難しいことやプライバシーへの配慮等を考慮しつつ、厚生労働科学研究費による調査研究等として、本年1月に生活実態に関する調査に着手したところである。

(参考1)「坂口試案」の概要

年金給付を受けることのできない障害者は、福祉的措置によって解決する以外に方法は残されていない。

給付の内容

- ・対象者：無年金障害者のすべてを対象とする。
- ・要件：生活の全般が保障されている施設入所者は対象外とする。
給付には本人の所得制限を付けるものとする。
また、障害は一級、二級の者とする。
- ・水準：年金制度との均衡をはかり、旧障害福祉年金の額等を勘案の上、決定するものとする。

- ・調査：福祉措置を講ずるに当たっては、至急に実態調査を実施するものとする。

(参考2) 障害者基本計画での位置付け

昨年末に閣議決定された新しい障害者基本計画においては、年金を受給していない障害者の問題について、次のとおり記載されている。

「年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。」

4 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメントについては、平成9年度以来、モデル的事業である「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」などを通じ、その普及に努めているところであるが、本事業としては平成14年度が最終年度となっている。

イ 平成15年度からは、本事業を「障害者ケアマネジメント体制支援事業」と改称するとともに、国の「指導者研修」の内容を充実するなど、全体として以下のような取組を考えている。

- ① 国が実施する「指導者研修」については、新規研修に加えて、すでに国の研修を修了し、第一線で活躍している方々を対象とするスキルアップのための上級研修を組み入れることなどにより、引き続き都道府県等で中心的な役割を果たす人材の育成に努めることとしている。

なお、平成15年度の「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修」については、新規研修、上級研修ともに、本年8月25日(月)から8月29日(金)までの5日間にわたり、全国社会福祉協議会中央福祉学院「ロフォス湘南」において、昨年同様に3障害合同で実施することとしているので、市町村等の受講者の推薦についてよろしくお願いしたい。

- ② 都道府県等においては、「障害者ケアマネジメント体制支援事業」を通じ、
 - ・ 都道府県等が実施する「従事者研修」について、国の研修と同様に、新たに上級研修を実施し、さらに専門性の高い人材の確保に努める。
 - ・ 各障害保健福祉圏域に設置された連絡調整会議を総括し、又は「従事者研修」の企画・立案、社会資源の開発等について検討することを目的とした「障害者ケアマネジメント推進協議会」を設置する。

などにより、市町村等における障害者ケアマネジメント体制の一層の充実、強化に努めていただきたい。

ウ 本事業は、地域における障害者の相談支援体制を整備していく上で、重要な役割を担うものであり、各都道府県等におかれては、積極的・主体的な取組がなされるようお願いしたい。

5 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。平成14年の消費者物価指数は、前年比0.9%の下落となったことから、特段の措置が講じられなければ、法律にしたがって平成15年度の手当額は、平成12年度、13年度及び14年度の特例措置として据え置かれた▲1.7%とあわせて2.6%の引下げとなるが、公的年金と同様、現下の社会経済情勢等にかんがみ、平成14年の消費者物価指数の下落分(マイナス0.9%)のみの改定を行うこととし、このために必要な法案が本年2月7日に国会へ提出されたところである。

	(現 行)	(平成15年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	51,550円	→ 51,100円
(2級)	34,330円	→ 34,030円
特別障害者手当	26,860円	→ 26,620円
障害児福祉手当	14,610円	→ 14,480円
福祉手当(経過措置分)	14,610円	→ 14,480円

(参考)

障害基礎年金1級(月額)	83,771円	→ 83,021円
障害基礎年金2級(月額)	67,017円	→ 66,417円

手当額の改定は、平成11年度以来の実施となるので、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管下市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

また、受給者に対しては、例年と異なり、初めての引下げとなることから理解が得られるようその内容について広報手段の活用等により、周知徹底を図るとともに、個別の照会等に対しても適切に対処すべく管下市町村への指導をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他の(2人世帯・年収)	558.8万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和40年政令第270号)」に基づき交付されているところであるが、平成14年度事業実績報告及び平成15年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	13年度		14年度
・ 政令第1条第1号に規定する額	2,437円	→	2,365円
・ 政令第2条に規定する額	1,509円	→	1,472円

(4) 日本郵政公社の発足と特別児童扶養手当の支払事務について

特別児童扶養手当の受給者への支払事務については、当省と総務省の協定に基づき、郵政事業庁が行っているところであるが、同庁は平成15年4月1日から、日本郵政公社に移行する予定となっている。

本手当の支払事務は、平成15年4月以降、日本郵政公社が引き続いて行うこととなるが、現在、都道府県及び市町村が行っている事務については、基本的に現行通りの取扱いとすることとし、当省と郵政事業庁との間で調整を行っているところである。

(5) 特別障害者手当等給付費の審査事務等の地方厚生局への移管について

ア 厚生労働省所管の補助金等の審査、交付、確定等の事務（以下、「審査事務」という。）については、企画立案事務と実施事務の分離という中央省庁改革の基本理念を徹底すること、効率的な対応を図ること等の観点に立って、平成15年度から段階的に地方厚生局へ移管することとされたところである。

イ これにより、特別児童扶養手当事務取扱交付金及び特別障害者手当等給付費国庫負担金の交付に係る審査事務及び交付決定事務等については、平成15年度から地方厚生局に移管することとしている。

このため、平成15年度以降、両経費に係る都道府県からの交付申請書や実績報告書等の送付については、都道府県を管轄する地方厚生局あてに行われることとなるので、了知されたい。

ウ なお、両経費に係る交付要綱の策定等の企画立案関係業務及び両手当の制度運営等に関する事務については、引き続き本省において実施することとしている。

(6) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき、指定国立療養所の委託病床に入所措置されているにもかかわらず、支給対象としている事例
 - ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
 - ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
 - ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例
- 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管下市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考1) 所得制限限度額表 (平成15年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶親族の養等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 15 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成 14 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶親族の養等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 15 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成 14 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

(参考2) 厚生労働省地方厚生局一覧

局名	担当課名	所在地
北海道厚生局	保健福祉課	〒060-0808 札幌市中央区北五条5の2 信金中央ビル
東北厚生局	保健福祉課	〒980-0013 仙台市青葉区花京院1の1の20 花京院スクエア
関東信越厚生局	保健福祉課	〒105-0003 港区西新橋1の2の9 日比谷セントラルビル
東海北陸厚生局	保健福祉課	〒461-0011 名古屋市東区東桜1の13の3 NHK名古屋放送センタービル
近畿厚生局	保健福祉課	〒541-0054 大阪市中央区南本町2の6の12 サンマリオンNBFタワー
中国四国厚生局	保健福祉課	〒730-0012 広島市中区八丁堀4の24 広島青葉生命ビル
四国厚生支局	総務課	〒760-0066 高松市福岡町4の28の15
九州厚生局	保健福祉課	〒812-0012 福岡市博多区博多駅東2の6の23 住友博多駅第二ビル

各厚生局管轄区域

北海道厚生局 : 北海道

東北厚生局 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東信越厚生局 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海北陸厚生局 : 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿厚生局 : 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国厚生局 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国厚生支局 : 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州厚生局 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6 身体障害認定について

(1) 身体障害認定基準の一部改正について

ア 身体障害者手帳の交付事務は、平成12年度から自治事務となっており、国としては、地方自治法に定める技術的助言（ガイドライン）として、身体障害認定基準をお示ししているところ。

イ 今般、「そしゃく機能障害」及び「ぼうこう又は直腸機能障害」の認定基準を改正し（資料）、平成15年4月1日から適用することとして、すでに関係通知等を発出したところである。

また、今回の改正では、認定基準内容の変更に加え、「身体障害認定基準」やこれに関連する諸通知間の整合性を図るため、様々な通知を整理したところであり、その内容を十分にご理解いただいた上、4月1日からの運用に混乱をきたすことがないように、管下の関係諸機関等への周知徹底をお願いいたしたい。

(2) HIV感染者に対する障害認定等におけるプライバシー保護について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく6年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員だけでなく、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されたい。また、管下の職員研修等において、こうした問題に関する講義を盛り込む等具体的な取組について、関係部課・機関に対する助言や協力をお願いいたしたい。

こうした研修等の実施状況について、昨年5月に各都道府県等に対して調査を行った結果、依然として定期的に実施される状況には至っていない場合が多く、特に、一般行政職員に関しては極めて低い実施状況であったことから、今後とも一層のご配慮をお願いいたしたい。

(資料)

身体障害認定基準の改正のポイント

1. 「そしゃく機能障害」に関する認定基準の改正

- ・ 「そしゃく機能の障害」のうち、「嚥下機能」の障害については、当該機能の「喪失」のみが3級として認められていたが、新たに4級に相当する「著しい障害」を設けた。
- ・ 「そしゃく機能の障害」のうち、「咬合異常によるそしゃく機能」の障害については、「唇顎口蓋裂の後遺症」に限定されていたが、「唇顎口蓋裂以外の先天異常の後遺症」についても認定対象とした。

2. 「ぼうこう又は直腸機能障害」に関する認定基準の改正

- ・ 「人工肛門のストマ」については、腸管の解剖学的部位に関わりなく「腸管のストマ」として一括し、ストマとしての機能障害(排便処理の著しい困難)を障害程度等級の判断対象とした。
- ・ 「尿路変向(更)のストマ」についても、ストマとしての機能障害(排尿処理の著しい困難)に着目して障害程度等級を判断することとした。
- ・ 「腸瘻」に伴う障害については、「腸管のストマ」と同様の重み付けとした。
- ・ 先天性疾患については、「二分脊椎」に限定せず、「高度の排尿機能障害」又は「高度の排便機能障害」がある場合は認定対象とした。
- ・ 人工肛門造設あるいは尿路変向(更)のストマ造設等の手術に起因する「高度の排尿機能障害」及び「高度の排便機能障害」については、ストマの有無に関係なく認定対象とした。

3. 「身体障害者診断書」等の様式の一部改正

「身体障害認定基準」の一部改正に伴い、これらに係る「身体障害者診断書」及び「歯科医師による診断書・意見書」の様式を改正した。

4. 「身体障害認定基準」及び「身体障害認定要領」の位置付けの明確化

「身体障害者障害程度等級表について」(昭和59年9月28日社更第127号厚生省社会局長通知)を廃止し、以下の通知により、「身体障害認定基準」及び「身体障害認定要領」の位置付けを明確化した。

- ① 「身体障害認定基準」とは、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号障害保健福祉部長通知)の「別紙」を指すこととした。
- ② 「身体障害認定要領」とは、「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号障害保健福祉部企画課長通知)の「別紙」を指すこととした。

7 高次脳機能障害支援モデル事業について

(1) 高次脳機能障害について

「高次脳機能障害」とは、一般に、脳外傷、脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症等として生じる、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害といった、いわゆる「高次脳機能」に問題を有する状態であり、日常生活において大きな支障となる場合がある。現在、関係者においても理解と共通認識が十分ではないこと等から、この障害の特性に着目した対応が十分に講じられているとは言い難い状況にある。

(2) 高次脳機能障害支援モデル事業について

① 概要

平成13年度から実施している「高次脳機能障害支援モデル事業」は、これらの障害を持つ者に対し、地方拠点病院、国立身体障害者リハビリテーションセンター等が連携し、試行的にリハビリテーションなどを提供するとともに、症例を集積・分析することにより、

ア 標準的な「評価基準」の策定

イ 社会復帰や生活・介護のための「支援プログラム」の開発

を行うものであり、平成15年度末を目途として、一定の取りまとめを行う予定である。

② 現在までの実施状況

<地方拠点病院等>

以下の道府県市において、地方拠点病院等を指定し、高次脳機能障害を有する者のリハビリテーション、社会復帰などのための支援を試行的に実践している。

(平成13年度から)

北海道・札幌市、宮城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、名古屋市、三重県、
大阪府、岐阜県、福岡県・福岡市・北九州市

(平成14年度から)

岡山県、広島県

＜国立身体障害者リハビリテーションセンター＞

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、以下を実施している。

ア 高次脳機能障害を有する者に対し、

- ・ 診断、治療を提供。
- ・ 作業療法士、理学療法士などによる機能回復訓練や社会適応訓練を実施。

イ 拠点病院等における症例に関する情報を集約するため、「地方拠点病院等連絡協議会」を設置し、標準的な評価基準、支援プログラム等を検討。

③ 今後の予定等

平成14年度末に中間報告を、平成15年度末に最終報告を、それぞれ取りまとめることとしている。

また、平成15年度には、これまでの成果をもとに、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、行政担当者及び関係機関の担当者（病院の医師及び関係職種、福祉施設の担当者等）に対する研修事業を実施することとしている。

モデル事業を実施している道府県等には、更なるご協力をお願いするとともに、モデル事業の趣旨や実施状況について、今後とも情報提供を行っていくこととしているので、実施していない都道府県等においては、ご了知いただくとともに、管下の関係者に対しても適切な情報提供等をお願いしたい。

高次脳機能障害支援モデル事業 中間報告案（骨子）

（平成14年11月1日 地方拠点病院等連絡協議会資料）

I 現 状

1. 高次脳機能障害とは（基本的な知見）

- 一般に、脳外傷、脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症等により生じる記憶障害、注意障害、遂行障害、社会的行動障害などの認知障害を主とする、いわゆる「高次脳機能」の障害をいう。

＜ 資料：高次脳機能障害の一般的な経過 ＞

- 高次脳機能障害は、日常生活において大きな支障をもたらす場合がある。

＜ 参考：具体的な日常生活における支障の例 ＞

2. 今、何が問題となっているか（現状認識）

【総論的事項】

- 障害の特性に着目した観点からの対応が不十分。
- 国民及び関係者の間で、十分な理解と共通認識が得られていない。

【各論的事項】

（ア）高次脳機能障害の原因となる脳損傷等への対応

- 障害の発生予防及び治療に関する知見の集積や普及が必要。
- 障害発生の可能性を踏まえた家族等への対応が不十分。

（イ）高次脳機能障害を有する者への対応

- 障害診断の標準的な方法が未確立。
- 早期診断及び早期対応（リハビリテーション等）の標準的な方法が未確立。
- 社会復帰及び地域での生活支援を視野に入れた対応について、標準的な方法が未確立。
- 当事者、家族及び関係者への情報提供、相談窓口等が不十分。

Ⅱ 高次脳機能障害支援モデル事業について

高次脳機能障害を有する者に対する支援の試行的な実施等を通じて、適切な支援等の方策等の在り方について検討する。

1. 実施体制 < 資料：高次脳機能障害支援モデル事業【概念図】 >

(ア) 都道府県、指定都市

- 拠点病院等を指定し、高次脳機能障害を有する者の治療、リハビリテーション、社会復帰支援等を実施。

< 資料：実施都道府県等、拠点病院一覧 >

(イ) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

- 高次脳機能障害を有する者の治療、リハビリテーション、社会復帰支援等を実施。
- 「地方拠点病院等連絡協議会」を開催。
- 「評価基準作業班」「訓練プログラム作業班」及び「支援プログラム作業班」のとりまとめ、収集した症例データを検討・分析及び事業の総括。

< 資料：作業班の構成メンバー >

- 専門職等に対する研修、国民及び関係者に対する情報提供。

2. 収集データの検討・分析結果

検 討 中

Ⅲ 今後の検討課題

最終報告に向けて、さらに検討を進めるべき課題。

1. 施策の体系化

- 高次脳機能障害の要因となる脳外傷、脳血管障害等の初期治療から地域での生活支援まで、一連の流れとしてとらえる。
- 必要とされる施策の対象者、内容及び提供体制について検討する。

2. 適切な情報の提供

- 国民及び関係者の十分な理解や共通認識を得て適切な対応を図るため、高次脳機能障害の特性、対応等に関する情報の提供に関し、その内容及び方法を検討する。

3. 医療的なサービスの提供

- 高次脳機能障害の要因となる脳外傷、脳血管障害等の治療、高次脳機能障害の発生予防等のための知見を蓄積し、これに関する研究を推進する。
- 急性期の治療に引き続き、高次脳機能障害が認められる患者を早期に診断するため、障害に関する標準的な評価基準を策定する。

＜ 資料：評価基準作業班の検討状況 ＞

- 高次脳機能障害を有する者に対して早期より適切な対応を図るため、標準的な訓練プログラムを策定する。

＜ 資料：訓練プログラム作業班の検討状況 ＞

4. 福祉的なサービスの提供

- 高次脳機能障害を有する者に対して、社会復帰及び地域での生活支援を図るため、適切な支援の内容、医療的サービスと福祉的サービスの連携の在り方及びその提供方法等を検討し、標準的な支援プログラムを策定する。

＜ 資料：支援プログラム作業班の検討状況 ＞

IV 今後の予定

- 引き続き、モデル事業を実施する都道府県・指定都市において、高次脳機能障害を有する者に対する支援を試行的に実施し、さらに知見の集積と分析を行う。
- 本中間報告に基づき、関係者の意見聴取等を行う。
- 平成15年度末を目途として最終報告を作成し、その内容の周知を図るとともに、高次脳機能障害を有する者への対応を充実する。

8 国際生活機能分類（ICF）－国際障害分類改訂版－の日本語版の作成と活用について

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障害の分類法として、平成13年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されたところである。ICFの特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）が障害のマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである。厚生労働省では、ICFの日本語訳（「国際生活機能分類－国際障害分類改定版－」）を作成し、厚生労働省ホームページ上でも公表しているため、ICFの考え方の普及に配慮されたい。

また、ICFの活用により、

- － 障害や疾病を持った人やその家族、保健・医療・福祉等幅広い分野の従事者が、障害や疾病の状態について共通理解を持つことができる。
- － 障害者を対象とするリハビリテーション等のサービスについて、計画書、評価票、記録などを作成する際に、具体的な手段を提供することができる
- － 障害者に関する調査や統計について比較検討するため、標準的な枠組みを提供することができる

などが期待される所であり、行政活用を含む具体的な活用のあり方については、現在、WHOにおいても検討が進められている。厚生労働省においては、厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）「WHO国際障害分類改定版（ICF）の活用のあり方に関する研究（H14年度新規～16年度）（主任研究者：仲村英一）」等により、効果的な活用方策について検討を行うこととしており、また関係省庁に対し、それぞれの立場での活用を依頼しているところである。

<ホームページのアドレス <http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#syakai> >

9 厚生労働科学研究費について

厚生労働科学研究費補助金に基づく研究事業のうち、障害保健福祉部において以下の3研究事業を所管している（問合せ：障害保健福祉部企画課 内線3020）。

平成15年3月14日までの間、平成15年度新規課題を公募中であるので、現在実施中の研究課題の内容等とともに、管内研究機関等に情報提供を願いたい。

なお、厚生労働科学研究費補助金の概要等については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/index.html>）を参照願いたい。

<障害保健福祉部の所管する研究事業>

研究事業名	平成14年度実施課題
(1)障害保健福祉総合研究	46 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/7.html 参照
(2)感覚器障害研究	37 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/17.html 参照
(3)こころの健康科学研究	76 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/22.html 参照

(1) 障害保健福祉総合研究事業について

○ 事業概要

平成15年度からスタートする新「障害者基本計画」及びその「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）に基づき、各種障害者施策を適切に推進し

ていくため、身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関する予防、治療、リハビリテーション等の適切なサービスや地域生活を支援するための在宅サービスのきめ細かな提供体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

- ・ 研究費の規模：1 課題当たり5,000～15,000千円程度(1 年当たり)
- ・ 公募研究課題
 - ① 障害者の地域生活への移行を促進するための身体障害者・知的障害者福祉施設機能の体系的な在り方に関する研究
 - ② 言語的意思伝達に制限のある重度障害者に対してIT技術等を活用した意思伝達手段の確保を支援するための技術開発に関する研究
 - ③ 精神病院・社会復帰施設の実態把握及び情報提供に関する研究
 - ④ 精神科急性期病棟、リハビリテーション病棟等の在り方に関する研究
 - ⑤ アルコール依存症のリハビリテーション施設の在り方に関する研究
 - ⑥ 具体的対応を視野にいたした高次脳機能障害の評価方法の開発と普及に関する研究
 - ⑦ 優良な身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の育成・普及のための基盤整備に関する研究
 - ⑧ 障害者の社会参加に資する具体的支援技術(支援機器及び福祉用具)の開発に関する研究
 - ⑨ 障害者施策の企画・立案に資する研究評価と情報収集に関する調査研究
 - ⑩ その他、障害者の保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であつて、重要性及び緊急性が特に高いもの

(2) 感覚器障害研究事業について

○ 事業概要

視覚、聴覚・平衡覚等の感覚器機能の障害は、その障害を有する者の生活の質（QOL）を著しく損なうが、障害の原因や種類によっては、その軽減、重症化の防止、当該機能の補助・代替等が可能であり、その方策の開発・普及を進める必要がある。

そのため、これらの障害の原因となる疾患の病態・発症のメカニズムの解明、発症予防、早期診断及び治療、障害を有する者に対する重症化防止、リハビリテーション及び機器等による支援等、感覚器障害対策に資する研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

・研究費の規模：1課題当たり10,000～20,000千円程度（1年当たり）

・公募研究課題

- ① 視覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに視覚障害の要因となる疾病に関する研究
- ② 聴覚及び平衡覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに聴覚・平衡覚障害の要因となる疾病に関する研究
- ③ 視覚、聴覚及び平衡覚障害並びにそれらの重複障害により廃した機能を補助・代替する機器の開発及び改良に関する研究

（3）こころの健康科学研究事業について

○ 事業概要

自殺、睡眠障害、自閉症等のこころの健康問題、精神分裂病（統合失調症）、感情障害（そううつ病）等の精神疾患及び筋委縮性側索硬化症、パーキンソン病等の神経・筋疾患に対し、神経科学及び分子生物学的手法、画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術等を活用し、その病因・病態の解明、遺伝子情報に基づく機能予測、疫学調査等を行うことにより、予防、診断及び治療に係る画期的な方策の研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

- ・研究費の規模: 1 課題当たり 10,000 ～ 50,000 千円程度 (1 年当たり)
- ・公募研究課題

(こころの健康科学分野)

- ① アルツハイマー病の遺伝子機能の解析に関する研究
- ② 精神・知的発達障害の成因とその教育・療育的対応に関する研究
- ③ 睡眠・覚醒リズム障害の成因解明と治療法の開発に関する研究
- ④ 機能性精神疾患の系統的遺伝子解析又は画像解析に関する研究
- ⑤ ストレス性精神障害の成因に関する研究
- ⑥ 一般住民及び保健医療関係者における精神保健リテラシーの国際比較に関する研究
- ⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者の精神医学的評価、治療及び社会復帰に関する研究
- ⑧ 吃音の病態解明と医学的評価及び検査法の確立のための研究
- ⑨ その他、こころの健康に関する保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であって、重要性及び緊急性が特に高いもの

(神経・筋疾患分野)

- ① 脳血管障害及び外傷性中枢神経障害のリハビリテーションにおける科学的解析法と治療法の確立に関する研究
- ② 不随意運動症の中枢メカニズムの解明と治療法に関する研究
- ③ 免疫性末梢神経障害の病態解明と治療法に関する研究
- ④ 糖鎖修飾異常による筋疾患の病態解明と治療法に関する研究
- ⑤ 神経疾患及び筋疾患に対する挑戦的治療法の開発に関する研究

<企画課国立施設管理室>

国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**（P85）のとおりである。

（1）国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成15年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力量よろしくお願いしたい。

ア 高次脳機能障害支援モデル事業（3年計画の最終年次）

国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心に、平成13年度から平成15年度までの3年計画により実施している高次脳機能障害支援モデル事業は、

現在、地方拠点病院等との連携により、症例の集積と分析を通じ、標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」の作成を進め、平成14年度末にモデル事業の中間報告をとりまとめることとしている。

平成15年度の最終年次には、実践と検証により「支援プログラム」を確立し最終報告をとりまとめるとともに、高次能機能障害に対する理解と当モデル事業の成果を広く提供するため、行政、家族、医師、施設職員等を対象とする研修事業 **資料3** (P91) を実施することとしているので、当研修事業への積極的な参加について管下市町村、関係機関等に対する助言方お願いしたい。

イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに関する専門職員の養成及び育成に取り組んでおり、平成15年度には、養成課程において、手話通訳学科（2年課程）の入学定員の増（15人→30人）を図るとともに、研修課程では新たな研修事業として、①介助犬トレーナー育成研修、②身体障害者福祉法第15条指定医師研修、③更生相談所所長等研修を実施することとしているので、これら学院機能を有効に活用されるよう管下市町村、関係機関等への助言方お願いしたい。

(2) 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練を実施しているところである。

平成15年度には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、理療教育に重点的に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

(3) 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

については、これら機能を積極的に活用されるよう管下市町村、関係施設等に対する助言方願いする。

(4) 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取組として、

- ① 平成14年度から実施されていて、全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」、及び実践を通じた療育援助技術の習得を目的として施設職員や教師等を対象に行う「自閉症トレーニングセミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

また、平成15年度には、「自閉症・発達障害支援センター」での取組事例や相談内容等について、情報交換等のネットワークづくりを行うこととしている。

については、これら事業への積極的な参加について管下市町村、関係施設等に対する助言方願いする。

(5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年の記念事業」として閣議決定され、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。

相談事業は、身体障害者に関係する各種相談(年金、生活、就職、補装具等)を実施しており、来所、電話、文書、電子メールなどによる相談に対応しており、特に年金相談は、障害者を対象とする専門の相談窓口である。

研修事業は、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上の必要な知識、援助技術等の習得を目的とした研修を実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管下市町村、関係施設、団体等への助言方お願いする。

なお、センターは、障害者の利用に配慮した研修・会議室、宿泊室、体育館等を備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配慮しているところであり、関係者への周知について積極的なご配慮を願いたい。

【施設の概要】

宿泊室	和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室
研修室・会議室	計8室(10名から240名(イス席の場合350名)程度)
その他	体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台等

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

(6) 専門職員の研修について

① 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、さらに、支援費制度の導入により利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)においては、リハビリテーション専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれても、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

ア 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を「資料2」(P87)のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしく願いたい。

イ 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を「資料5」(P94)のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしく願いたい。

② 知的障害児者関係専門職員

知的障害児(者)の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達障害を有する障害児(者)に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福祉施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料4(P92)のとおり実施することとしているので、管下市町村、関係機関等への周知及び積極的参加について助言方よろしくお願いしたい。

(7) 支援費制度移行に伴う国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設（以下、「国立施設」という。）についても、利用に関し、平成15年4月より支援費制度が導入されるところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法（以下、「身障法」という。）一部改正及び平成14年6月の身体障害者福祉法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管下市町村への周知についてお願いするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協力方お願いしたい。

なお、国立施設については、身体障害者福祉法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

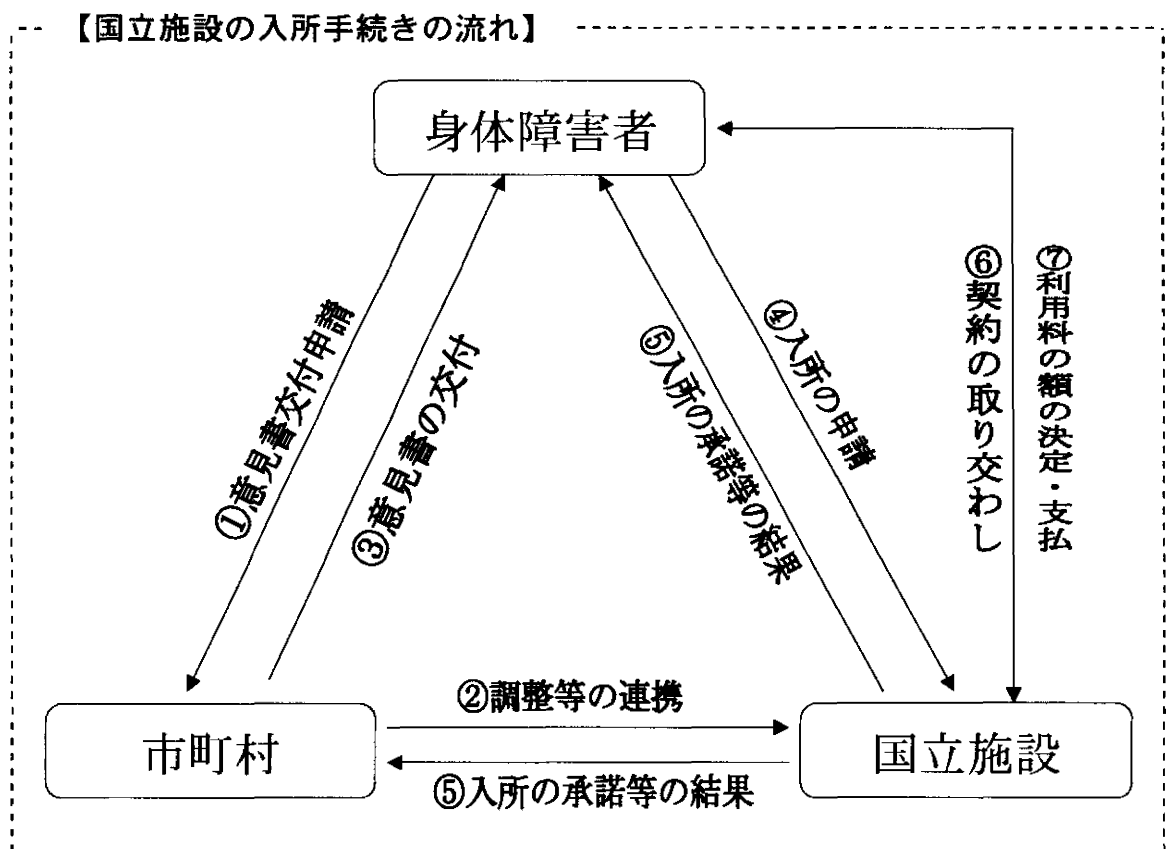
①国立施設への入所手続き

ア 国立施設への入所手続きは、身体障害者福祉法第17条の3第1項から同条第6項、身体障害者福祉法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）により規定されている。

イ 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号 厚生労働省社会・援護局長通知）により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」**資料6**（P96）の様式を示したところである。

ウ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。

エ 国立施設へ平成15年4月以降入所することを希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管下市町村に対しご指導方よろしくお願ひしたい。



②その他

ア 意見書について

(ア) 身障法（平成12年6月7日法律第111号）附則第13条第1項に規定される 新法によるみなし入所者について

身障法（平成12年6月7日法律第111号）附則第13条第1項に規定される新法によるみなし入所者（以下、「旧措置入所者」という。）については、措置委託時に提出された書類をもって意見書が提出されているとみなし、市町村は新たに意見書を提出する必要はないこととしている。

(イ) 平成14年度中に平成15年4月以降の入所が決定している者について

平成14年度中に平成15年4月以降の入所が決定している者については、新たな入所手続きを行うこととなる。

ただし、必要な書類については、平成14年度中の入所委託の手続き時に提出した書類をもって、提出されたものとみなすこととする。

イ 利用料について

身障法第17条の3第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなるので、管下市町村に対し、かかる申告に係る手続き等に関してご指導願いたい。

(ア) 平成15年4月以降に入所する者の取扱い

⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。

⑧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。

- ㊸ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。
- ㊹ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。

(イ) 旧措置入所者の取扱い

- ㊺ 新たに挙証資料の提出を求めることなく、既存の資料等に基づき、平成15年4月1日をもって厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- ㊻ 決定した利用料の額については、当該国立施設の長より、入所者及び市町村に対し、書面により通知する。
- ㊼ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。

<企画課社会参加推進室>

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成15年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各実施主体の実情に応じた積極的な取組をお願いする。

(1) 障害者社会参加総合推進事業

ア 基本事業

平成15年度予算(案)においては、これまで行ってきた障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業と「障害者の明るいくらし」促進事業を統合するとともに、メニュー内容の見直しを図り、「障害者社会参加総合推進事業」として統合・再編することとした。

内容はこれまでどおり、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、情報支援、スポーツ振興支援、啓発広報等、障害者が地域において共に暮らし、また、生活の質的向上を図るために重要な事業を行うこととしている。

なお、統合・再編に併せ、都道府県が主体となって行う事業と市町村が主体となって行う事業の再整理を図り、市町村の障害者社会参加促進事業に対する積極的な取組を促したいと考えている。

(イ) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、平成15年度から支援費制度が開始されることも踏まえ、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層、積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置に配慮をお願いする。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴く等、創意工夫による設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管下市町村に対し、助言指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、できる限り通訳技術の高い者を選任するよう、特段の配意をお願いする。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業について

身体障害者補助犬法の施行に伴い、盲導犬はもとより、介助犬及び聴導犬についても、障害者の社会参加の促進のため、良質な補助犬の育成に努める必要がある。このため、平成15年度からは、盲導犬育成事業を身体障害者補助犬育成事業とし、盲導犬に加え、介助犬及び聴導犬も育成対象とすることとしているので、積極的な取組をお願いする。

また、介助犬及び聴導犬の育成に当たって留意すべき事項について、次の内容を事業実施要綱へ盛り込む予定である。

- ① 使用予定者の適性、ニーズ評価等について身体障害者更生援護施設等の意見を求めるなど十分な調査を行い、必要性を把握すること。
- ② 訓練の委託を受ける訓練事業者は、社会福祉法人、民法(昭和29年法律第89号)第34条に基づく公益法人及び特定非営利活動法人(NPO)であること。
- ③ 訓練のみならず指定法人による認定が終了したことを確認した後に、訓練費用を支出すること。
- ④ 訓練費用には指定法人による認定料も含まれるものであること。なお、基礎訓練及び介助(聴導)動作訓練は、訓練事業者において行われるが、合同訓練について身体障害者更生援護施設等が同時に実施した場合の当該合同訓練費用及び指定法人の認定費用については、都道府県・指定都市から各々へ直接支払って差し支えないこと。

(ウ) 市町村障害者支援事業について

本事業については、現在、「市町村障害者社会参加促進事業」において実施されている事業をまとめたものであり、市町村における障害者社会参加促進事業が未実施の間、必要に応じて都道府県が実施できるようにしたものである。

したがって、その実施にあたっては、市町村、関係団体等と十分な連携を図って実施されたい。

なお、当分の間、市町村が当該事業を実施済である場合においても、その実施状況等を踏まえ、都道府県による実施が適当と認められる特別な事情がある場合には、実施することができることとする予定である。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施しているところであるが、各都道府県・指定都市における取組を支援するため、平成15年度予算(案)においては、実施箇所数を35県・市とする予定である。

現在、未実施の都道府県・指定都市については、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う「盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業(社会福祉・医療事業団助成事業)」が実施されているところであるが、この事業の予算は限られているため、速やかに事業の直接実施に向けて必要な予算を確保するようお願いする。

なお、本事業の国庫補助に当たっては、派遣対象者、派遣事由、手当額、事業の実施方法等について、盲ろう者団体等の意見を踏まえた上で、各都道府県・指定都市の実情に即した積極的な取組をお願いする。

ウ 障害者の情報バリアフリーの推進

情報通信技術(I T)の活用の推進については、政府が一体となって取り組んでいるところであるが、障害者施策においても、情報通信技術の利用機会や活用能力の格差(デジタル・ディバイド)是正の観点から、障害者の情報バリアフリーを推進しているところである。このため、平成13年度より「障害者情報バリアフリー化支援事業」、平成14年度より「パソコンボランティア養成・派遣事業」及び「パソコンリサイクル事業」を実施しているところである。

平成15年度においては、このような事業を有機的に結びつけ、効果・効率性を確保するとともに、ボランティアの活動支援、専門性をもった利用相談、I Tに関する情報提供等を行う総合的、一元的なサービス拠点としての「障害者I Tサポートセンター」運営事業に対する補助を予定しているので、積極的な取組をお願いする。

障害者I Tサポートセンター運営事業の概要

1 障害者I Tサポートセンターの設置・運営

(1) 設置

都道府県・指定都市は、都道府県障害者社会参加推進センター等、適当な障害者福祉団体等に、障害者I Tサポートセンターを設置するものとする。

(2) 運営

障害者I Tサポートセンターの運営は、設置した障害者福祉団体等に委託するものとする。

2 事業内容

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサ

ービス提供拠点として、障害者 I Tサポートセンターを設置・運営し、概ね次のような内容の事業を行う。

(1) I Tに関する利用相談

パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用による在宅就労等の起業相談等あらゆる相談に応じる。

(2) I Tに関する情報提供等

パソコン等情報通信機器の展示、体験実習を行うとともに、インターネットにより機器の紹介や雇用事例等の情報を提供する。

(3) パソコンボランティアの活動支援

ボランティア活動中の疑問や助言方法等に関するアドバイスをを行うとともに、資質の維持、向上を目的とした研修等を行う。

(4) その他

パソコンボランティア養成・派遣事業、パソコンリサイクル事業、パソコン教室の開催等、I T関連事業の受託実施等を行う。

3 留意事項

(1) 障害者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等との連携を密にするとともに、I Tに関する情報収集に努めること。

(2) パソコン等情報通信機器の体験実習が効果的に行えるよう、可能な限り多種の情報機器を備えるとともに、インターネット等を活用し、I Tに関する情報提供に努めること。

(3) パソコンボランティアへのアドバイス、パソコンボランティア間の連携を図るための連絡調整会の開催等パソコンボランティアの活動を積極的に支援するとともに、資質の維持、向上に努めること。

(4) I T関連事業を有機的に結びつけ、各事業が総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

障害者社会参加総合推進事業基本事業（メニュー事業）の内容

I 必須事業

- 1 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 2 「障害者110番」運営事業
- 3 相談員活動強化事業

II 選択事業

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">4 身体障害者補助犬育成事業5 生活訓練等事業<ol style="list-style-type: none">(1) 生活訓練事業(2) 音声機能障害者発声訓練、指導者養成事業(3) 家族教室等開催事業6 情報支援等事業<ol style="list-style-type: none">(1) 点字による即時情報ネットワーク事業(2) 奉仕員養成・研修事業(3) 手話通訳者養成・研修事業(4) 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業(5) 手話通訳設置事業(6) 字幕入りビデオカセットライブラリー事業(7) 点字・声の広報等発行事業7 移動支援事業<ol style="list-style-type: none">(1) 指定居宅介護事業者情報提供事業(2) 手話通訳者派遣ネットワーク事業 | <ol style="list-style-type: none">8 スポーツ・芸術活動等振興事業<ol style="list-style-type: none">(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(2) スポーツ指導員養成事業(3) 芸術・文化講座開催等事業9 普及啓発事業<ol style="list-style-type: none">(1) 社会資源活用情報等提供事業(2) 障害に関する正しい知識の普及啓発事業10 市町村障害者支援事業<ol style="list-style-type: none">① 奉仕員派遣事業② 手話通訳者派遣事業③ 自動車運転免許取得、改造助成事業④ 地域生活アシスタント事業⑤ 本人活動支援事業⑥ 家族相談員紹介事業⑦ ボランティア活動支援事業⑧ ピアカウンセリング事業 |
|---|---|

(2) 市町村障害者社会参加促進事業

ア 障害者に最も身近な市町村（5万人以上の市、5万人程度の広域圏）において障害者の社会参加を促進するため、平成7年度より計画的に市町村障害者社会参加促進事業を実施している。

今後とも、全国の市町村において実施できるよう着実な推進を図っていくこととしており、平成15年度においては40ヶ所の増を図ることとしている。

また、これまでの取組や近時の課題なども踏まえ、メニュー内容の充実、広域実施促進のための連絡調整事業の創設、一体的な取組による効果的な実施を確保する観点からのバリアフリーのまちづくり活動事業の統合といった改善を図り、障害者の一層の社会参加促進を図ることとしているので、積極的な取組に関し、管下市町村への助言指導をお願いします。

イ この事業のメニューには、市町村が主体となつて行う事業を掲げているところであり、今後とも、市町村において、その需要に見合った事業実施をできるよう助言指導をお願いします。

また、複数の市町村が共同して事業を実施する際に必要となる連絡調整を図るための事業として、新たに広域実施連絡調整事業を設けることとしているので、広域的取組が積極的に行われるよう配慮をお願いします。

市町村社会参加促進事業基本事業（メニュー事業）の内容

- 1 地域生活支援事業
 - (1) 生活訓練事業
 - (2) 地域生活アシスタント事業
 - (3) 本人活動支援事業
 - (4) 家族相談員紹介事業
 - (5) ボランティア活動支援事業
 - (6) ピアカウンセリング事業
 - (7) 福祉機器リサイクル事業
- 2 情報支援等事業
 - (1) 奉仕員派遣等事業
 - (2) 手話通訳設置事業
 - (3) 手話通訳者派遣事業
 - (4) 点字・声の広報等発行事業
- 3 移動支援事業
 - (1) 自動車運転免許取得、改造助成事業
 - (2) 重度身体障害者移動支援事業
- 4 スポーツ・芸術活動等振興事業
 - (1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - (2) 芸術・文化講座開催等事業
- 5 広域実施連絡調整事業

2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について

昨年10月に施行された身体障害者補助犬法については、啓発・広報等の面でご協力いただいているところであるが、平成15年4月からは、介助犬や聴導犬の訓練事業が第二種社会福祉事業と位置付けられること、また、平成15年10月からは、不特定かつ多数の者が利用する施設においても身体障害者補助犬の同伴を拒めないものとされるので、今後とも円滑な施行について、ご協力をお願いします。

(1) 事業開始の届出

身体障害者福祉法の改正により、平成15年4月からは、介助犬や聴導犬の訓練事業については、同法第26条の規定による届出が必要となる。届出事項については、今後身体障害者福祉法施行規則で定めることとしているが、その内容は下記の①～⑨とする予定であるので、内容の確認等適正な対応をお願いします。また、必要な場合は調査及び指導をお願いします。

〈第二種社会福祉事業(介助犬及び聴導犬訓練事業)の届出に関する留意事項(案)〉

○ 届出書類

- ① 事業の種類及び内容
- ② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ③ 定款、その他の基本約款
- ④ 職員の定数及び職務の内容
- ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑥ 事業を行おうとする区域
- ⑦ 施設の名称、所在地
- ⑧ 事業開始の予定年月日
- ⑨ 収支予算書及び事業計画書

事業開始の届出を受けた場合には、介助犬、聴導犬を訓練する体制について、身体障害者施行規則第2・3条に従うとともに、「訓練基準に関する検討会報告書」も参考にして、以下の項目について確認を行うこと。

- ・ 訓練に従事する者
- ・ 訓練場所
- ・ 専門職との協力体制
- ・ 犬の確保方法
- ・ 犬の保健衛生の確保体制
- ・ 再訓練の実施体制

(2) 社会福祉法人認可申請

介助犬・聴導犬訓練事業が第二種社会福祉事業に位置付けられたことにより、当該訓練事業の経営を目的として訓練事業者による社会福祉法人設立認可の申請が行われることとなるので、「社会福祉法人の認可について(平12.12.1付都道府県宛障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)」に基づく適切な審査及び指導をお願いします。

また、介助犬や聴導犬の訓練事業を目的とした社会福祉法人の設立については、良質な介助犬及び聴導犬の育成を促進する観点から、次のような資産要件の緩和等を検討しているところである。

介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を
設立する場合の資産要件の緩和等について（案）

- 次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りる。
 - ① 5年（NPOの場合又は当該補助犬訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合においては3年）以上にわたって事業経営の実績を有していること。
 - ② 地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、

あるいは過去に受けていたことがあること。

- ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業のみを行うこととする。
- 公益事業及び収益事業については、所轄庁が当該法人の行う補助犬訓練事業に支障がないと認める場合に限り可。

(3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情対応

訓練事業者には、第三者委員を含む苦情処理体制を整えることが望ましいものであること。

社会福祉事業としての訓練事業等に関する相談・苦情が寄せられた場合は、社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決の仕組み（申出の内容に応じて、事業者段階、運営適正化委員会及び直接監査のいずれかを選択すること）により、解決を図られたい。

3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

ア 近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、パラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技性を加味したスポーツとして意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

これを踏まえ、平成13年度からは、従前の身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合し、「全国障害者スポーツ大会」として開催しているところであるが、大会実施競技のあり方について、障害者全体のスポーツの振興という観点から、今後、必要な検討を行いたいと考えている。

また、障害者基本法に基づき昨年12月24日に閣議決定された新たな「障害者基本計画」においては、障害者スポーツの振興について、財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として進めることとされたところである。

今後も、競技選手の育成強化、指導員の養成等、障害者スポーツの基盤事業については、同協会を中心として進めることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、同協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

イ 地域における障害者スポーツの振興という観点から、障害者の身近なところでスポーツを指導する障害者スポーツ指導員を活用することが不可欠である。専門的知識・技能を身につけたこれらの者を養成することにより、障害者がスポーツと接する機会の増加を図り、地域における障害者スポーツの振興に寄与することが期待される。障害者スポーツ指導員については、従来より初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、障害者社会参加総合推進事業により、今後とも引き続きその養成に努められたい。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツの振興を図るうえで中核的な役割を担っており、今後ともその組織づくりについて積極的に取り組まれたい。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成15年度における標記大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配意願いたい。

当該大会への都道府県・指定都市選手団の参加申込期限は、第3回全国障害者スポーツ大会実行委員会事務局宛・平成15年6月30日(月)必着とするので、了知されたい。また、当該申込期限の厳守についてご尽力願いたい。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

○ 第3回全国障害者スポーツ大会（「わかふじ大会」）

会 期：平成15年11月8日(土)～10日(月)

主 催：厚生労働省、静岡県、(財)日本障害者スポーツ協会 他

開催地：静岡市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、浜北市

イ 国際大会

平成15年度においては、以下の国際大会が次のとおり開催される予定である。については、各都道府県・指定都市におかれては、選手の育成、強化及び派遣に係わる便宜の提供等について格段のご配慮を願いたい。

○ 国際視覚障害者スポーツ協会世界選手権大会

会 期：平成15年8月2日(土)～12日(火)

開催地：カナダ ケベック市

主 催：国際視覚障害者スポーツ協会（IBSA）

○ 国際ストーク・マンデビル車椅子世界競技大会

会 期：平成15年10月25日(土)～11月1日(土)

開催地：ニュー・ジーランド クライストチャーチ市

主 催：国際ストーク・マンデビル車椅子スポーツ連盟（ISMWSF）

○ 第7回アジア太平洋ろう者競技大会

会 期：平成16年3月9日(火)～18日(木)

開催地：クウェイト国 クウェイト市

主 催：アジア太平洋ろう者スポーツ連合

(別紙)

第3回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	43	75	鳥取県	8	11	19
青森県	12	19	31	島根県	9	14	23
岩手県	12	17	29	岡山県	15	20	35
宮城県	11	16	27	広島県	15	20	35
秋田県	11	16	27	山口県	14	18	32
山形県	11	14	25	徳島県	9	13	22
福島県	16	20	36	香川県	10	13	23
茨城県	17	25	42	愛媛県	13	18	31
栃木県	13	20	33	高知県	20	28	48
群馬県	13	19	32	福岡県	19	27	46
埼玉県	30	47	77	佐賀県	9	16	25
千葉県	20	31	51	長崎県	14	21	35
東京都	57	80	137	熊本県	17	23	40
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	19	29	48	宮崎県	12	17	29
富山県	13	19	32	鹿児島県	18	24	42
石川県	13	19	32	沖縄県	11	18	29
福井県	12	17	29	札幌市	15	19	34
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	19	27	46	さいたま市	12	19	31
岐阜県	18	27	45	千葉市	7	11	18
静岡県	65	101	166	横浜市	16	25	41
愛知県	25	42	67	川崎市	8	12	20
三重県	16	23	39	名古屋市	17	25	42
滋賀県	10	16	26	京都市	14	18	32
京都府	12	16	28	大阪市	18	24	42
大阪府	31	49	80	神戸市	13	16	29
兵庫県	23	32	55	広島市	9	13	22
奈良県	11	16	27	北九州市	10	16	26
和歌山県	12	14	26	福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

(3) 文化芸術活動の推進

平成13年度に「障害者芸術・文化祭開催事業」を創設し、全国規模で障害者の芸術・文化活動を振興することとしたところであり、また、新たな「障害者基本計画」においても、文化芸術活動の振興が明記されたところである。

昨年12月、岐阜県において第2回芸術・文化祭を開催したところであり、第3回は東京都で開催される予定となっている。これに関する詳細は別途通知することとしているので、開催及び作品募集等の周知について、特段のご協力をお願いする。

なお、本事業については、都道府県持ち回り式で毎年一回、障害者芸術・文化祭を開催するものであるので、平成16年度以降の開催について、積極的なご検討をお願いしたい。

4 補装具給付事業の円滑な実施について

(1) 給付事務の適正実施

補装具は、失われた身体部位や損なわれた身体機能を補完又は代償する用具であり、身体障害者・児の自立と社会参加に大きく影響を与える特性を有するものであることから、その給付(交付・修理)については、適正に行われることが極めて重要である。

このことを踏まえ、以下について、管下市町村に対して改めて周知徹底をお願いする。

ア 補装具製作業者の選定について

市町村が補装具製作業者(「補装具交付(修理)券」を取り扱うすべての業者をいう。)と委託契約を締結した上で補装具を給付する場合、業者の選定に当たっては、義肢については、「義肢製作設備基準」(「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の改正について」(昭和56年8月29日社更第108号))を参考に、業者の有する設備及び技術等について十分な検証を行う必要がある。

また、装具についても同等の検証が求められるものである。

義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体への適合については、身体に触れた上で行う行為であり、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び義肢装具士法(昭和62年法律第61号)の規定により、医師、看護師等又は義肢装具士の資格を有していない者が業として行うことが禁止されている「診療の補助行為(医師の指示のもとに行う医行為)」に該当する。

よって、義肢及び装具に係る委託業者の選定に当たっては、義肢装具士資格を有する者が採型及び適合を実施する体制にあるかといった点等について、人員配置の観点に基づく検証も重要である。

なお、装具のうち靴型装具の製作に当たって、シューフィッター等義肢装具士資格を有しない者が採型及び適合の行為を行うことは、前述により適当ではないことから、補装具製作業者の選定に当たり留意をお願いする。

このほか、義肢及び装具以外の補装具の種目に係る委託業者についても、経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に給付の実施が可能であるか等について十分に検討の上、選定する必要がある。

イ 介護保険制度との適用関係について

平成12年度の介護保険制度施行により、高齢障害者等が介護保険制度において貸与される福祉用具と共通する補装具（車いす、電動車いす、歩行器及び歩行補助つえ）の給付を希望する場合には、介護保険制度による保険給付としての福祉用具の貸与が優先されることとなったところである。

しかしながら、介護保険で貸与される福祉用具は、標準的な既製品の中から選択することとなるため、身体状況等からみて既製品では対応できず、身体障害者更生相談所の判定等により、個別に製作する必要があると判断される場合には、補装具給付制度により給付して差し支えないこととしているところである。

当該適用関係については、介護保険制度施行時に「介護保険制度と障害者施策との適用関係について」（平成12年3月24日障企第16号・障障第8号）及び「介護保険制度による福祉用具貸与と補装具給付制度との適用関係について」（平成12年12月25日障企第64号）により示すとともに、その後に開催された会議等においても周知してきたところであるが、依然として、身体障害者法に基づく補装具としての給付が必要である場合の対応が徹底されていない状況にあった。

このことを踏まえ、昨年7月、その取扱いについて解説するパンフレット「介護保険と福祉用具」を配布するとともに、当省ホームページに掲載し、周知を改めて依頼したところである。

高齢障害者等に対する補装具の給付を適切に実施するためには、市町村の身体障害者福祉担当者、介護保険担当者、介護支援専門員、身体障害者更生相談所職員等が適用関係について十分に理解するとともに、相互の密接な連携が必要であることから、改めて管下市町村に対して周知徹底をお願いする。

ウ 紙おむつ支給対象要件の徹底について

ストマ用装具に代えて、紙おむつを支給して差し支えないこととする特例の取扱については、ストマ用装具を補装具の種目として取り入れた昭和59年度に開始し、平成12年度からは、地方分権の趣旨を踏まえた身体障害児に対する補装具給付事務の都道府県から市町村への委譲及び基準外交付に係る厚生大臣協議の廃止により、紙おむつの基準外交付（脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿機能障害又は排便機能障害を有する者に対する支給）を含め、市町村の判断による紙おむつの支給を可能としたところであるが、紙おむつ支給件数が従前に比して激増している状況にある。

身体障害児に対する紙おむつの支給対象要件の遵守及び適正支給について、管下市町村に対して周知徹底をお願いする。

(2) 告示、関係通知等の改正

ア 「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」

卸売物価及び民間給与等人件費の動向、補装具製作者に対する価格調査結果、補装具製作・修理の実態並びに関係団体からの要望等を踏まえ、受託報酬に係る基準額の改定、製作・修理工程の見直し等、所要の改正を行うこととしているので了知をお願いします。

イ 「補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

完成用部品の指定申請のうち、既に審査が終了している義肢用及び装具用の部品に係る指定通知については、年度内に発出することとしている。

なお、座位保持装置用の完成用部品については、審査が終了次第、別途、発出することとしているので、了知されたい。

5 日常生活用具給付等事業の円滑な実施について

(1) 新規種目

平成15年度より、以下の2品目を新たに給付対象種目に取り入れる予定であるので、管下市町村に対して周知をお願いする。

新ア 視覚障害者用活字文書読上げ装置

【性能】

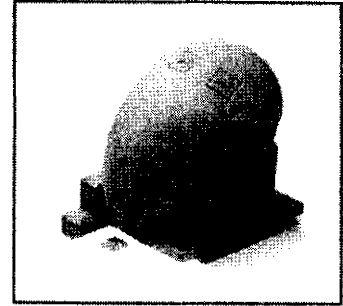
活字と同一紙面上に掲載された、当該活字をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの

【給付対象者】

視覚障害2級以上

【基準額】

115,000円



本種目は、これまで、重度の視覚障害者が情報を入力するための手段とはなり得なかった活字印字の紙媒体を、晴眼者と等しく視覚障害者が利用することを可能とするものであり、情報バリアフリー化が促進されるとともに、情報提供主体においても、単一の媒体による情報提供が可能となり、提供手段の効率化が図られるものと考えられる。

活字をコード化するためのソフト（Microsoft Word用）は、インターネット上（アドレス <http://www.sp-code.com/support/support.html>）で無償で配布されていることから、管下市町村に対して、視覚障害者に対する行政関係等の情報提供サービスにおいても積極的に活用するよう、周知をお願いする。

新イ 聴覚障害者用情報受信装置（現行の「文字放送デコーダー」と入替え）

【性能】

映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの

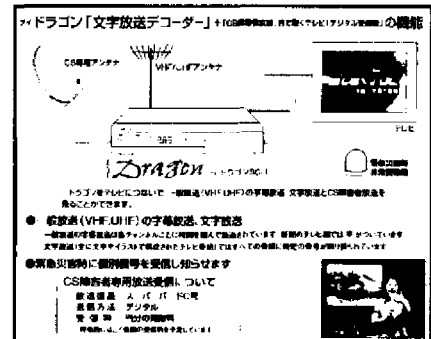
【給付対象者】

聴覚障害児・者のうち必要と認められる者

【基準額】

89,800円

（取付工事費等、機器の設置に当たって派生的に発生する周辺経費は、原則、自己負担。）



本種目は、現行の「文字放送デコーダー」と入替えて給付対象種目に加えるものであるが、申請者が、文字放送を受信するためのチューナー機能のみを有する

ものの給付を希望する場合は、現行の「文字放送デコーダー」に相当する用具を給付して差し支えないものとする。

(2) 廃止種目

以下の種目については、

- ・ 種目取入れから一定年数が経過していること
- ・ 基準額が比較的低廉であり、全額自己負担によることとしても過剰な負担にはならないこと

等を踏まえ、平成15年度より給付対象種目から廃止することとする。

廃止	ア 盲人用タイムスイッチ
	イ 盲人用秤

(3) 給付事務の適正化等

最近では、様々な機能を複合した福祉用具が開発され流通しているが、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しているか否かについて十分検討した上で、給付する用具の選定を行うよう、管下市町村に対して周知をお願いする。

また、平成15年度においても、給付実績単価、市場価格の動向等を踏まえた基準単価の改定を行うこととしているので、了知されたい。

6 視聴覚障害者への情報提供体制の整備について

(1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進

聴覚障害者に対する情報提供体制及びコミュニケーション支援体制の一層の充実を図ることは重要な課題であり、新たな「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進することとしている。

聴覚障害者の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、未だ設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されたい。

なお、本施設の設置に当たっては、運営主体が社会福祉法人に限定されない第2種社会福祉事業に該当することに鑑み、民法(昭和29年法律第89号)第34条に基づく公益法人等、適切に運営を行うことが可能な主体について広く検討を行うなど、地域の実情に即した効率的・効果的設置に係る検討についても積極的に取り組むようお願いする。

(2) 点字情報ネットワークの改善

社会福祉法人日本盲人会連合が運営主体となり、視覚障害者に対して新聞情報等の提供を実施している「点字情報ネットワーク」について、平成14年度補正予算により、関連機器を今日的なものに見直すとともに、これに附帯するプログラムの開発・導入等の改善を図るための経費について予算措置したところである。

これにより、従前の紙媒体、電話による情報提供に加え、インターネットを通じて、より即時かつ的確な情報の提供を実施することが可能となり、視覚障害者の社会参加の推進に資するものと考えている。

改善のための事業は平成15年度前半までには完了する予定であり、完了後は新たな機器での情報提供が開始されることとなるので、管下市町村に対しては、管内の視覚障害者に対し、本ネットワークの積極的活用について広報するよう周知をお願いする。

7 国際障害者交流センターについて

「国連・障害者の十年」を記念する施設として、大阪府堺市に建設された国際障害者交流センター(愛称：ビッグ・アイ)については、平成13年3月に竣工、同年9月に開館したところである。

この施設は、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者の文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成15年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成14年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

【平成15年度実施予定事業】

- 1 手話通訳者現任研修等事業
手話通訳に関して、手話通訳士の養成及び資質と技術の向上を図る。
- 2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業
障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。
- 3 災害支援ボランティアリーダー養成事業
災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。
- 4 障害関係福祉情報等提供事業
記念施設において開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。
- 5 障害者芸術・文化活動支援事業
障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。
- 6 国際交流事業
海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

3 施設規模

地上3階地上1階建（敷地面積 約8,000㎡、延床面積 約12,000㎡）

4 主な施設内容

○多目的ホール

〔客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席）〕

○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

○レストラン（50席）、駐車場

5 障害者のための特別な機能

○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

○館内自動音声案内設備

○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

8 手話通訳技能認定試験について

平成14年度の第14回手話通訳技能認定試験は、平成14年9月に第一次試験が行われ、同年12月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成15年3月31日(月)に合格者の発表が行われる予定である。

平成13年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,117人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修等事業」を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

< 企画課監査指導室 >

1 平成15年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 支援費制度における指導及び監査について

ア 平成15年度から施行される支援費制度においては、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法等に基づき、指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等（以下、「指定居宅支援事業者」という。）を対象として、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が指導及び監査を実施することとされている。

また、市町村の支援費支給事務等について、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、地方自治法に基づき、管下市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市が定期的に指導を実施するようお願いする。

イ 国としては、支援費制度における指導及び監査について、地方自治法に基づく、技術的助言として以下の指導指針等を通知することとしている。（別添案参照）

(ア) 指定居宅支援事業者等指導指針及び監査指針

(イ) 市町村指導指針

ウ なお、平成15年度は、支援費制度の初年度であることなどから、利用者保護の観点に立って、指定居宅支援事業者等による適切な支援の提供、支援費の請求等に重点を置いた指導を、出来る限り実地に行う必要がある。他方、新たに指定居宅支援事業者等となる者は相当数に上ることから、指導に当たっては、重点化及び効率化を図るため「集団指導」及び「書面指導」の積極的な導入を図ることとし、「平成15年度における指定居宅支援事業者等の指導及び監査について」この旨を併せて発出する予定である。

(2) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査について

(ア) 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福

社部長通知)の別添1「障害福祉施設指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

(イ) 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、職員の資質の向上のための研修の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着が図られるよう指導方願います。

(ウ) 支援費制度との整合性等について

障害福祉施設等(障害児施設を除く)の指導監査については、指定基準に基づく指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の指導及び監査との間で、指導監査事項について、整合性を図るとともに、効率的な指導監査に努められたい。

イ 施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査について

障害者福祉施設入所措置事務については、支援費制度の施行に伴い、入所措置が例外的に行われるものと整理されたことから、その指導監査は廃止する。なお、障害児福祉施設の入所措置事務については、従来どおりの取扱いとする。おって、関係通知の改正を予定している。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手

当等支給事務指導監督の実施について」(平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任(専決権付与等)している都道府県においては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成15年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、身分関係及び生計維持関係については、戸籍及び住民票によるほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認することとし、また、所得状況については課税台帳等により確認するよう、的確な審査を指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、障害程度認定基準(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導された。

(4) 精神病院に対する指導監督について

精神病院に対する指導監督については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において、精神病院を实地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

2 平成15年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成15年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了解願いたい。

(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、平成15年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成15年度においても、精神病院入院者の適正

な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いします。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

障害福祉施設等に係る指導監査の平成14年度実施状況報告等の提出については、今年度と同様、別途通知するので提出方をお願いします。

(別添)

(案)

障 発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

指定居宅支援事業者等の指導監査について

支援費制度による指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等並びに指定知的障害者更生施設等（以下「指定居宅支援事業者等」という。）に対する指導監査については、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

また、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年〇月〇〇日障第〇〇号）に基づく身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設等の指導監査との間で、指導監査事項について整合性を図るとともに、効率的な指導監査に努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添1)

指定居宅支援事業者等指導指針

1. 目的

この指導指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、指定居宅支援事業者等に対し、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第79号）、「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省告示第81号）及び「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第27号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第29号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第31号）、「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第28号）、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第30号）並びに「厚生労働大臣が定める割合」（平成15年2月厚生労働省告示第32号）等に定める支援内容及び支援費の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

3. 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が必要な指導の内容に応じ、指定居宅支援事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

(2) 書面指導

書面指導は、都道府県等が指定居宅支援事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

(3) 実地指導

実地指導は、都道府県等が指導の対象となる指定居宅支援事業者等の事業所において、実地に行う。

4. 指導対象の選定

指導は全ての指定居宅支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに支援費の支給対象となるサービスを開始した指定居宅支援事業者等については、概ね1年以内に全てを対象に実施する。
- ② 実地指導及び書面指導の対象外とされた指定居宅支援事業者等は、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 書面指導

- ① 実地指導の対象外となる指定居宅支援事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的な指導の必要がある指定居宅支援事業者等を選定して実施する。
- ② 集団指導の対象となる指定居宅支援事業者等であって、前年度一度も集団指導に出席していない指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

(3) 実地指導

- ① 指定居宅支援事業者等のうち、前年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等を対象に実施する。
- ② 指定居宅支援事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定居宅支援事業者を対象に実施する。
- ③ その他特に都道府県等が必要と認められる指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

5. 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

集団指導は、支援費支給関係事務、支援費の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 書面指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

書面指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、提出書類等を確認しつつ個別に面談して行う。

③指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めることとする。

(3) 実地指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

②指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

③指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項

にかかる改善報告書の提出を求めることとする。

6. 指導後の措置等

(1) 書面指導

- ① 書面指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 書面指導において指導した事項について、改善が認められない指定事業者等については、翌年度の指導に当たっては、実地指導の対象とする。

(2) 実地指導

- ① 実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は書面指導の対象とする。
- ③ 実地指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、再度の実地指導を行う。
- ④ 実地指導の結果、「指定居宅支援事業者等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。
なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合には、実地指導を中止し、直ちに「指定居宅支援事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

7. 指導の拒否への対応

- (1) 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合には、実地指導を行う。
- (2) 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行う。

8. その他

- (1) 都道府県等は、指導監査結果の通知及び改善報告書の内容について、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別添2)

指定居宅支援事業者等監査指針

1. 目的

この監査指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する監査について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 監査方針

監査は、指定居宅支援事業者等の支援内容及び支援費の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3. 監査対象となる指定業者等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 支援費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によっても支援内容又は支援費の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

4. 監査方法等

(1) 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、指定居宅支援又は指定施設支援を受けた障害者及び障害児の保護者に対する実地調査を行う

(2) 監査実施通知

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、監査対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(3) 出席者

監査に当たっては、監査対象となる指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて支援担当者、支援費の請求担当者又は関係者の出席を求める。

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

5. 監査後の措置

(1) 行政上の措置

① 内容

行政上の措置は、身体障害者福祉法第17条の22若しくは第17条の30、知的障害者福祉法第15条の22若しくは第15の30又は児童福祉法第21条の22に基づく指定の取消し（以下「取消処分」という。）とする。

② 聴聞等

都道府県知事等は、監査の結果、当該指定居宅支援事業者等が取消処分に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分の予定者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

③ 行政上の措置の通知

都道府県等は、取消処分を行ったときは、当該指定居宅支援事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。

なお、取消処分にいたらないと認められる場合には、指定居宅支援事業者等指導指針の实地指導に準じた指導を行う。

(2) 経済上の措置

- ① 都道府県等は、監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、市町村に対し、

指定居宅支援事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。

- ② 都道府県等は、返還の対象となった利用者又は扶養義務者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、該当する市町村に対し、監査対象となった指定居宅支援事業者等から当該利用負担額を利用者又は扶養義務者に返還するよう指導するとともに、該当する利用者又は扶養義務者あてにその旨を通知するよう指導する。
- ③ 監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

6. 行政上の措置の公表等

都道府県知事等は、監査の結果、取消処分を行ったときは、身体障害者福祉法第17条の23及び第17条の31、知的障害者福祉法第15条の23及び第15条の31並びに児童福祉法第21条の23の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対し連絡する。

7. 報告

都道府県等は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(案)

障 発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

支援費支給事務等の市町村の指導について

支援費支給事務等の市町村に対する指導については、支援費制度の円滑かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「市町村指導指針」を参考に指導に当たられるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

(別添)

市町村指導指針

1. 目的

この市町村指導指針は、支援費制度が円滑かつ適正に行われるよう、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う、市町村への支援費支給事務等の処理状況の指導について、基本的な事項を定めることにより、支援費制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、市町村の支援費の支給事務等が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3. 指導体制等

指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が指導対象となる市町村の事務所において実地に行う。

4. 指導方法等

(1) 実施回数

指導は、全ての市町村について、2年に1回以上実地を実施するものとする。

(2) 実施計画

指導の計画は、毎年度当初に策定するものとし、市町村の事業動向の状況等を把握の上、重点項目を定めて効率的な指導が行われるよう計画する。

(3) 事前通知

指導に当たっては、指導対象となる市町村に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項を事前に通知する。

(4) 指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行う。

(5) 指導結果の通知等

①指導の終了後、関係者に対し講評を行う。

②講評した結果については、綿密に検討を行い、その問題点を明らかにし、市町村がとるべき具体的な措置の方法等について、技術的な助言等を文書により行う。

③上記の文書通知に対する対応結果について、期限を付して報告を求める。

4. その他

都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

資料

<企画課国立施設管理室>

1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 042-995-3100 FAX 042-995-3102	埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名
国立 立 光 明 寮 国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 那須郡 塩原町	
国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	
国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所 国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	
国立 児 立 施 知 設 的 障 害 児 の 保 護 ・ 指 導 の 実 施 国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等専門職員の知識及び技術を習得させることと、専門職員の知識及び技術を習得させることとを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で所属長の推薦する者。	8月4日(月)～8月7日(木)	4日	20名
作業療法士研修会	身体障害者(児)の生活の質を向上させることと、作業療法士の専門的知識及び技術を習得させることとを目的とする。	身体障害者(児)更生施設、作業療法士養成施設等に携わる者で、所属長の推薦する者。	10月1日(水)～10月3日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修(基礎)	身体障害者(児)の生活の質を向上させることと、心理職の専門的知識及び技術を習得させることとを目的とする。	中道府県・指定都市又は更生施設等に携わる者で、所属長の推薦する者。	5月12日(月)～5月16日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修(応用)	身体障害者(児)の生活の質を向上させることと、心理職の専門的知識及び技術を習得させることとを目的とする。	中道府県・指定都市又は更生施設等に携わる者で、所属長の推薦する者。	9月1日(月)～9月5日(金)	5日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害者の生活の質を向上させることと、言語聴覚士の専門的知識及び技術を習得させることとを目的とする。	身体障害者(児)更生施設等に携わる者で、所属長の推薦する者。	11月26日(水)～11月28日(金)	3日	30名
視覚障害者生活支援研修会	視覚障害者の生活の質を向上させることと、視覚障害者の専門的知識及び技術を習得させることとを目的とする。	中道府県・指定都市又は更生施設等に携わる者で、所属長の推薦する者。	6月9日(月)～6月13日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
身体障害者更生相談所 身体障害者福祉司 等実務研修会	各都道府県・指定更生施設・更生指導所において、更生指導業務に携わっている職員・指導員等に、更生指導業務の向上を図ることを目的とする。	更生指導所長及び指導員等である者。	6月23日(月)～6月27日(金)	5日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳技術の向上を図ることを目的とする。	手話通訳業務に従事している者。	10月20日(月)～10月24日(金)	5日	20名
リハビリテーション 看護研修会	基礎知識の向上を図ることを目的とする。	看護師、准看護師、介護士、介護士見習い等の者。	10月14日(火)～10月17日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員 研修会	福祉機器の活用に関する知識の向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等に所属している専門職員等の者。	1月13日(火)～1月16日(金)	4日	60名
靴型装具専門職員 研修会 (応用)	靴型装具製作の技術の向上を図ることを目的とする。	靴型装具製作の業務に従事している者。	8月25日(月)～8月29日(金)	5日	15名
盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (前期) 盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (後期)	盲ろう者通訳ガイドの育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、更生指導業務に従事している者。	6月2日(月)～6月6日(金) 11月17日(月)～11月21日(金)	10日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
介助犬トレーナー育成研修会 (講義・実習)	介助犬の訓練に従事して、訓練に必要とする技術を習得し、技術を向上を図ることを目的とする。 対象として、知識及び資質の育成を図ることを目的とする。	介助犬の訓練に従事して、訓練に必要とする技術を習得し、技術を向上を図ることを目的とする。 対象として、知識及び資質の育成を図ることを目的とする。	10月下旬(予定)	2~3週間程度	10名

3 高次脳機能障害支援モデル事業関係職員研修会の概要（案）

（目 的）

高次脳機能障害支援モデル事業の一環として、高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者（病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等）が必要な知識と技術を習得することを目的とする。

（開催時期） 第1回 平成15年7月 3日（木）～ 4日（金）（予定）
第2回 平成16年2月23日（月）～27日（金）（予定）

（開催場所） 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

（受講定員） 1回あたり100名 合計200名

（受講対象者）

都道府県・政令指定都市における行政担当者、並びに関係機関（身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院、及び福祉施設等）において、診断・評価・訓練・支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部局長からの推薦のある者

（カリキュラム（案））

- （ア）高次脳機能障害の医学的事項（診断、評価）
- （イ）医学的リハビリテーション
 - ①身体機能訓練
 - ②記憶、注意、遂行機能障害等に対して
 - ③社会的行動障害について
- （ウ）生活訓練、職能・職業訓練
- （エ）社会復帰・介護支援プログラムについて
- （オ）福祉サービス等の情報提供について

4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要(案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
新任職員コース (基礎コース)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識・技術等を習得させ資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設設の職員 但し、経験年数2年未満の方を対象とした講義内容である。	9月8日(月) ～9月12日(金)	5日	40名
指導員・保育士コース (短期コース)	知的障害関係施設で働いている者に、講義を中心とした知識技術等を学ばせ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。	知的障害関係施設設の職員 但し、基礎知識があり、施設で中間管理者としての立場にある方を対象にしている。看護師等も含む。	6月2日(月) ～6月13日(金)	10日	40名
指導員・保育士コース (長期コース)	知的障害関係施設で働いている者が、講義・実習・見学を通して基礎的な理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害関係施設設の職員 現場で必要な基本的な知識・技術を講義・見学・実習を通して学ぶ。看護師等も含む。	10月2日(木) ～10月30日(木)	1ヶ月	40名
看護師コース	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児(者)への看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにはこれからの地域福祉の中での医療施設を目指す方向等について研究を積むことを目的とする。	知的障害関係施設利用者の健康管理にあたる看護師(准看護師)を含む)	7月8日(火) ～7月11日(金)	4日	20名
施設長コース	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報の提供、現実課題を持ち寄っての討議の場とするとともに施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設設の施設長または施設長候補者	11月11日(火) ～11月14日(金)	4日	20名
テーマ別研修					
①行動障害コース	行動障害のある知的障害児(者)の療育を行う上で必要な専門的理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害施設・重度心身障害児施設・国立療養所の職員及び看護師	12月3日(水) ～12月5日(金)	3日	30名
②就労支援コース	就労支援について、新しい理論を学び、実践の場で役に立つ知識技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の従事している者	2月を予定	3日	30名

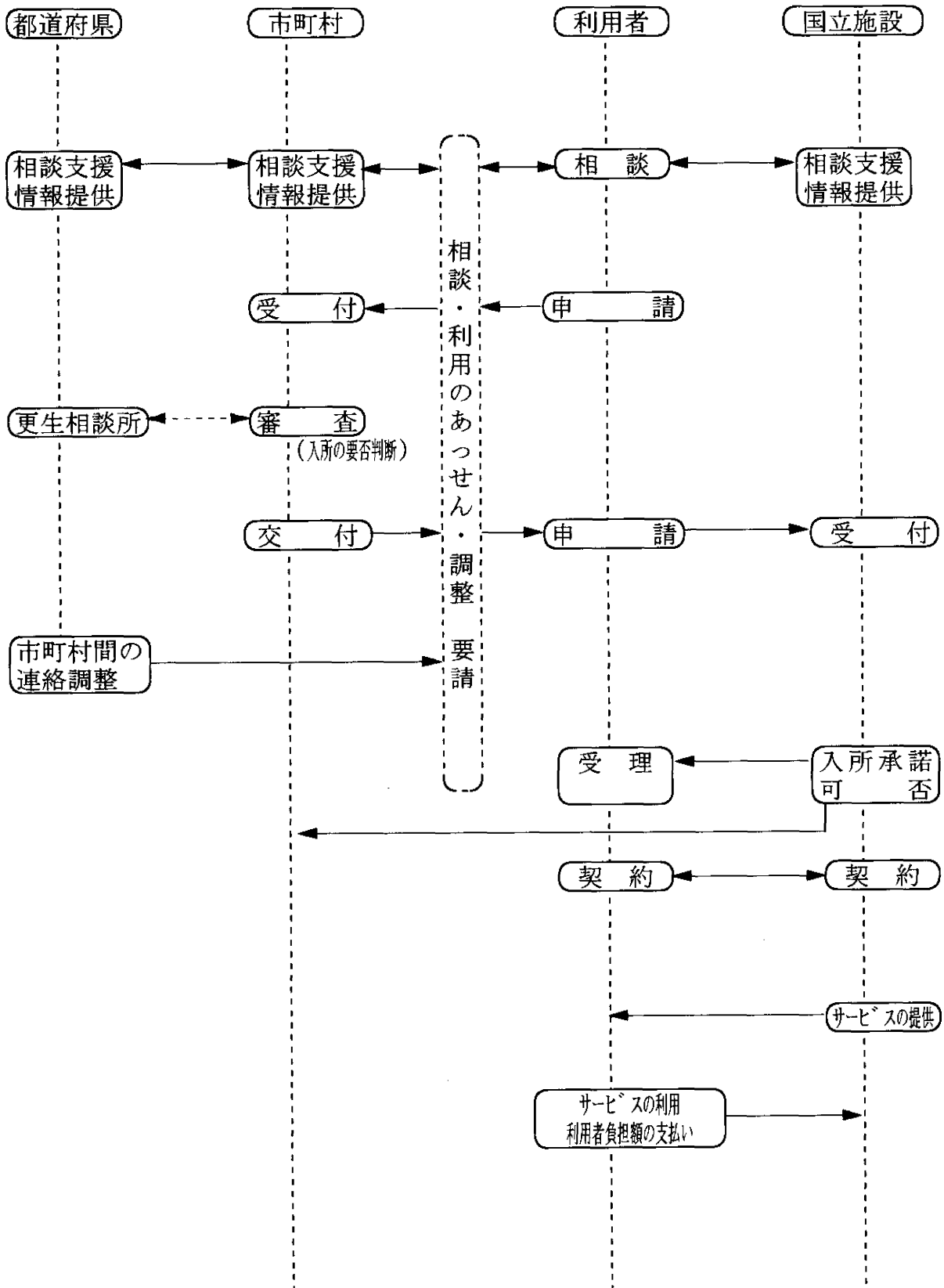
研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
知的障害者更生相談所実務者研修	各都道府県、指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害福祉司等）に対して業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより、同更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員の府県及び指定都市民生部（局）の推薦する者	9月1日（月） ～9月3日（水）	3日	未定
自閉症・発達障害支援センター職員研修 専門コース	各都道府県、指定都市が設置する自閉症・発達障害支援センターの職員に対して業務を遂行していくにあたって必要な知識及び技術を習得させることにより、同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	自閉症・発達障害支援センターにおいて、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービスに従事する職員で各センターの管理責任者の推薦する者	6月24日（火） ～27日（金） 11月25日（火） ～28日（金）	4日 4日	未定 未定
基礎コース					

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
知的障害児・者の地域保健サービスセンターコーディネーション研究会	知的障害児・者の生活向上のための福祉サービス提供の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、知的障害児等に所属し、知的障害児・者の福祉に携わる者。	6月3日(火) 6月6日(金) 9月23日(火) 9月26日(金) 1月27日(火) 1月30日(金)	4日 4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名	
障害者地域生活支援技術研修会	支援費制度の導入により、利用者本位の福祉サービスが地域で提供されるのを支援するため、障害者(児)が地域で生活を送るのを支援する。相談、援助、連絡調整等の相談支援体制の充実が期待される。そのため、障害者(児)の多様なニーズに対応するため、講義、演習、先駆的実践の発表や情報交換を通じて、地域の資質向上を図る。	障害者及び知的障害者の相談、援助連絡調整等業務に従事している者	(身体障害者コース) 10月20日(月) 10月24日(金) (知的障害者コース) 11月17日(月) 11月21日(金)	5日 5日	50名 50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並に指導に際しての留意事項について研修を熟し、指導に寄与すること。	日本社会事業学校連盟加盟校の学生で障害者スポーツ活動に興味がある者。	7月22日(火) 7月25日(金) 8月5日(火) 8月8日(金) 2月10日(火) 2月13日(金) 3月23日(火) 3月26日(金)	4日 4日 4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名 100名	(注) 本協会「初級指導員」の資格取得ができる。

(その他) 平成13年度、平成14年度に実施した、「障害者バトン指導員養成研修会」、「障害者・児童施設利用者とのコミュニケーション技術等研修会」は、障害者の多様なニーズに即応するため、更なる内容の充実を図ることとしており、開催内容等は別途通知予定。

6 国立施設への入所手続きに係る諸様式等

【国立施設への入所手続きの流れ】



国立施設入所に関する意見書交付申請書

(宛先) ○○市(町村)長 殿

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日						
	氏名			性 別	昭和 平成 年 月 日					
	住所	〒				電話 () -				
				FAX () -						
申請者に係る				住	電 話				続 柄	
扶養義務者氏名				所	FAX					
身体障害者手帳番号				療育手帳番号						
サービスの 利用状況	居宅生活支援	居宅生活支援の種類			利用 者 負 担 額					
		支給量			本人			扶養義務者		
		利用中のサービスの種類と内容等								
	施設訓練等支援	施設訓練等支援の種類			利用 者 負 担 額					
		支給量			本人			扶養義務者		
		障害程度区分								
	利用中の施設等									
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要 支 援 ・ 要 介 護 1 2 3 4 5					
		利用中のサービスの種類と内容等								
	希 望 す る 種 類 ・ 内 容	施設名称								
所在地									電話番号 ()	
利用を希望するサービスの種類と内容等										

国立施設入所に関する意見書

発 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

○ ○ 市（町村）長 印

身体障害者福祉法第17条の32第2項に基づき、貴殿から申請された内容について審査したところ、入所することが適当と認められます。

フリガナ				生年月日	昭和 平成 年 月 日				
氏 名				性 別	男 ・ 女				
住 所	〒			電 話 ()	—				
				FAX ()	—				
扶養義務者氏名				住 所	電 話 FAX	続 柄			
身 体 障 害 者 手 帳	番 号								
	記 載 内 容								
療 育 手 帳	番 号								
	記 載 内 容								
年金等の状況	障害基礎 ・ 障害厚生 ・ 労災年金 () 級 その他 () ・ 生活保護								
雇 用 保 険	有 ・ 無 (受給中 ・ 申請中 ・ 申請予定)								
補 装 具 の 有 無	有 ・ 無	種 類							
			年 月 日 交付						
			年 月 日 交付						
サ ー ビ ス の 利 用 状 況	居 宅 生 活 支 援	居宅生活支援の種類	利用 者 負 担 額						
		支 給 量	本 人	扶 養 義 務 者					
		利用中のサービスの種類と内容等							
	施 設 訓 練 等 支 援	施設訓練等支援の種類	利用 者 負 担 額						
		支 給 量	本 人	扶 養 義 務 者					
		障害程度区分							
利用中の施設等									
介 護 保 険	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要 支 援 ・ 要 介 護	1	2	3	4	5
	利用中のサービスの種類と内容等								

（裏面あり）

受傷前後の生活状況

住居の状況	自家	同居家族	無	有 (続:)
	寮	身障用住宅に改造	済	未 (改造予定 有・無)
希望する種類・内容	借家	施設名称	専門課程 (3年) ・ 高等課程 (5年)	
	アパート	療養教育課程	その他	
		一般リハビリテーション課程		
		生活訓練課程		
		保養所		
更生計画及び市町村の意見				
担当部局名		部 (局)	課	
		担当者氏名		
		連絡先		

(注) 1. 「希望する種類・内容」欄には、施設名称を記載の上、各国立施設における実施課程の区分に従い、希望箇所に○印を付すること。

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所実施課程

- ・ 療養教育課程 専門課程 (3年)
- ・ 療養教育課程 高等課程 (5年)
- ・ 療養教育課程 その他 (例、転学等)
- ・ 一般リハビリテーション課程
- ・ 生活訓練課程

(2) 国立光明寮実施課程

- ・ 療養教育課程 専門課程 (3年)
- ・ 療養教育課程 高等課程 (5年)
- ・ 療養教育課程 その他 (例、転学等)
- ・ 生活訓練課程

(3) 国立保養所

2. 市町村長は、意見書を交付する際には、国立施設の長が定める書類を添付のうえ、申請者に交付すること。

(裏面)

国立施設入所申請書

平成 年 月 日

国立施設の長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

身体障害者福祉法第17条の32第1項に基づき、貴施設へ入所申請をいたします。

フリガナ				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名				性 別	男 ・ 女			
住 所	〒			電話 ()	-			
				FAX ()	-			
扶養義務者氏名				住 所	電話	続 柄		
					FAX			
希 望 す る 種 類 ・ 内 容	理療教育課程	専門課程 (3年) ・ 高等課程 (5年)						
	一般リハビリテーション課程	その他						
	生活訓練課程							
	保 養 所							

(注) 1. 「希望する支援の種類・内容」欄には、次に掲げる各国立施設における実施課程の区分に従い、希望箇所に○印を付すること。
 なお、(1)の一般リハビリテーション課程を希望する場合は訓練科目を記載すること。

(1)国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所実施課程

- ・理療教育課程専門課程 (3年)
- ・理療教育課程高等課程 (5年)
- ・理療教育課程その他 (例. 転学等)
- ・一般リハビリテーション課程
- ・生活訓練課程

(2)国立光明寮実施課程

- ・理療教育課程専門課程 (3年)
- ・理療教育課程高等課程 (5年)
- ・理療教育課程その他 (例. 転学等)
- ・生活訓練課程

(3)国立保養所

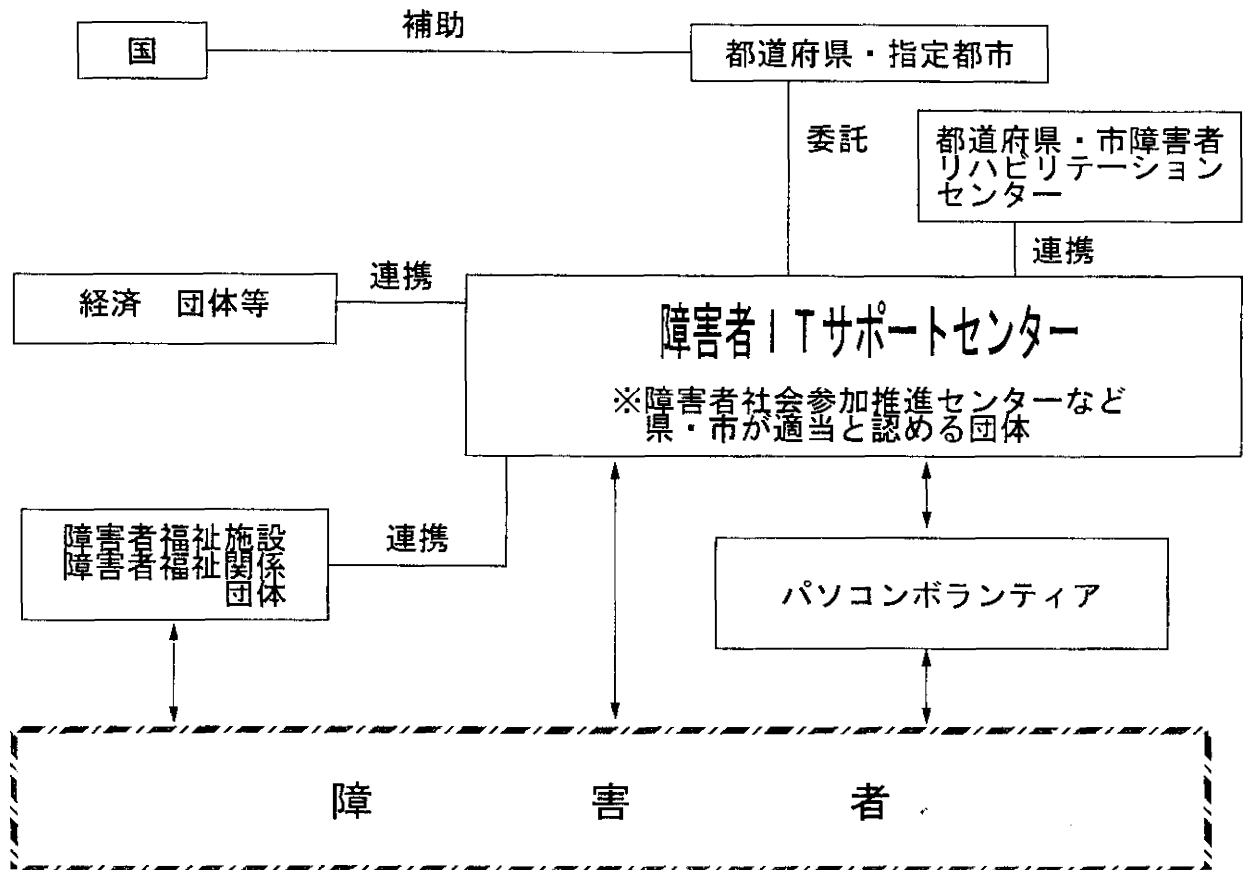
2. 国立施設の長に申請する際には、市町村の意見書及び国立施設の長が定める書類を添付のうえ、申請すること。

資料

<企画課社会参加推進室>

1 障害者ITサポートセンターの概要図

- 障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障害者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進。



【障害者ITサポートセンターの実施事業】

- パソコンボランティアの養成・派遣
- リサイクルパソコンの斡旋
- パソコン教室の開催
 - ※生活面での利用促進 活用能力の向上
- パソコンボランティアの活動支援
 - ・活動中の疑問点などに対するアドバイス
 - ・スキルアップ研修の実施（上級者づくり）
 - ・パソコンボランティア団体一県域一の結成（横の連携確保）
- ITに関する利用相談
 - ※支援機器の提案から在宅就労の展開（起業相談）といった相談まで幅広く
- 情報提供
 - ・展示、体験
 - ・Webによる情報発信
 - ・企業向けセミナー等によるアクセシビリティ機器の紹介、雇用事例の紹介

2 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成15年3月現在)

都道府県	箇所数	実施主体
1 北海道	15	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、室蘭市、名寄市他、美瑛市他、小樽市、滝川市、稚内市、根室市他
2 青森県	6	青森市、弘前市、五所川原市、十和田市、三沢市、黒石市
3 岩手県	14	盛岡市、北上市、水沢市、一関市、花巻市、大船渡市、江刺市、宮古市、紫波町、東和町、大迫町、岩泉町、石鳥谷町、衣川村他
4 宮城県	3	多賀城市、石巻市、塩竈市
5 秋田県	9	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市
6 山形県	8	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市
7 福島県	10	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町
8 茨城県	9	水戸市、結城市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市、波崎町
9 栃木県	6	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	14	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市
12 千葉県	10	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市
13 東京都	0	
14 神奈川県	16	横浜賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、寒川町、藤野町
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	9	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市
17 石川県	9	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町
18 福井県	7	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市
19 山梨県	8	甲府市、都留市、韭崎町、増穂町、竜王町、河口湖町、春日居町、八代町
20 長野県	11	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村
21 岐阜県	15	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、真正町、神岡町、池田町
22 静岡県	13	静岡市、浜松市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、沼津市、清水市、伊東市、掛川市
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	8	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市
25 滋賀県	12	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、野洲町、今津町他、甲西町他、米原町他
26 京都府	10	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市
27 大阪府	35	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、稲美町、播磨町、日高町他、青垣町他、朝来町他、御津町他、一宮町他、香寺町他、加美町他、美方町他、大屋町他
29 奈良県	10	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他
31 鳥取県	2	鳥取市、米子市
32 島根県	11	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町他、石見町他、横田町他
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	30	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、佐伯町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、新市町、東城町、久井町、御調町、甲奴町、三和町、安芸たかた広域連合、吉和村
35 山口県	13	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山口市、下松市、徳山市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美祿市
36 徳島県	11	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、鴨島町他、井川町他、海南町他、貞光町他、羽ノ浦町他、石井町他
37 香川県	6	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市
38 愛媛県	12	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、北条市、伊予市、東予市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、日高村他
40 福岡県	12	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市
41 佐賀県	2	佐賀市、唐津市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、山鹿市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	9	鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、西之表市他、和泊町、伊集院町他
47 沖縄県	13	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村
計	480	

3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成15年2月現在)

都道府県 指定都市	名 称	〒	住 所	対象とする障害			
				知的	身体	身体	知的
1	北海道 (財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 道民活動センター4階		○		
2	青森県 特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 おむのき会館内	○			
3	岩手県 -	-	-	○			
4	宮城県 宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 県心身障害者福祉センター内		○		
5	秋田県 秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	○			
6	山形県 山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	○			
7	福島県 (財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 県障害福祉課内	○			
8	茨城県 茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉課分室内	○			
9	栃木県 栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10	群馬県 群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-0843 379-2214	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内 佐波郡赤堀町下触238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内			○	
11	埼玉県 -	-	-				○
12	千葉県 千葉県障害者スポーツレクリエーション協会	250-0026	千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター内	○			
13	東京都 (社)東京都知的障害者スポーツ協会	110-0806	台東区秋葉原1-10 第二山本ビル3F				○
14	神奈川県 神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 (財)神奈川県身体障害者連合会内 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			○	
15	新潟県 新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれあいプラザ内	○			
16	富山県 富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内	○			
17	石川県 石川県知的障害者スポーツ協会	924-0024	松任市北安田町5-18 仏子園内				○
18	福井県 -	-	-				
19	山梨県 山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	○			
20	長野県 長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21	岐阜県 岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	○			
22	静岡県 (財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵町1-70 県総合社会福祉会館内	○			
23	愛知県 (社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内			○	
24	三重県 三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○			
25	滋賀県 滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内	○			
26	京都府 京都府障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
27	大阪府 大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 府障害者保健福祉室在宅課内		○		
28	兵庫県 (財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内	○			
29	奈良県 奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30	和歌山県 和歌山県身体障害者スポーツ協会 和歌山県ゆふあひスポーツ協会	641-0014 640-1162	和歌山市毛見翠ノ浦1437-218 県子ども障害者相談センター内 海南市上谷777-1 太陽の丘内			○	
31	鳥取県 鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	○			
32	島根県 (財)島根県障害者スポーツ協会	690-0015	松江市上乃木7-1-27	○			
33	岡山県 岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内	○			
34	広島県 -	-	-				
35	山口県 山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	○			
36	徳島県 (財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市からどき橋1-41 県林業センター6階	○			
37	香川県 -	-	-				
38	愛媛県 愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 西条市兎之山字上ノ向甲322 西条福祉園内			○	
39	高知県 (財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉成375-1 県立ふれあい交流プラザ内	○			
40	福岡県 福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内	○			
41	佐賀県 佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	○			
42	長崎県 -	-	-				
43	熊本県 熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市長瀬南2-3-2	○			
44	大分県 大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内		○		
45	宮崎県 宮崎県障害者スポーツ協会	980-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内	○			
46	鹿児島県 鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま内	○			
47	沖縄県 -	-	-				
48	札幌市 (社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		○		
49	仙台市 仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ内	○			
50	千葉市 -	-	-				
51	横浜市 -	-	-				
52	川崎市 -	-	-				
53	名古屋市 名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	○			
54	京都市 (財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
55	大阪市 (財)大阪市障害者スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 市長居障害者スポーツセンター内		○		
56	神戸市 (財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0886	神戸市中央区磯上通3-1-32 コーベ市民福祉交流センター4階	○			
57	広島市 -	-	-				
58	北九州市 北九州市障害者スポーツ協会	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1 市障害福祉課内	○			
59	福岡市 福岡市障害者スポーツレクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	○			
計				24	18	5	6

(注)3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

4 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

都道府県・指定都市名			障害者スポーツ指導員数 (平成14年12月末現在)				
			初 級	中 級	上 級	コ ー チ	
1	北海道		362 人	331 人	26 人	5 人	2 人
2	青森県		137	129	5	3	0
3	岩手県		167	156	10	1	0
4	宮城県		195	186	8	1	0
5	秋田県		137	128	7	2	1
6	山形県		172	153	13	6	0
7	福島県		239	221	15	3	0
8	茨城県		483	466	11	6	1
9	栃木県		217	211	4	2	1
10	群馬県		257	232	17	8	1
11	埼玉県		1,263	1,149	75	39	5
12	千葉県		424	402	17	5	1
13	東京都		1,543	1,413	67	63	7
14	神奈川県		445	392	36	17	3
15	新潟県		608	580	23	5	1
16	富山県		231	215	13	3	1
17	石川県		184	175	6	3	0
18	福井県		74	73	1	0	0
19	山梨県		105	94	10	1	0
20	長野県		437	391	34	12	2
21	岐阜県		170	163	5	2	1
22	静岡県		464	430	16	18	1
23	愛知県		598	540	35	23	1
24	三重県		330	322	8	0	0
25	滋賀県		269	223	36	10	0
26	京都府		186	169	13	4	0
27	大阪府		1,196	1,052	133	11	4
28	兵庫県		602	562	32	8	3
29	奈良県		224	191	30	3	0
30	和歌山県		247	237	7	3	0
31	鳥取県		33	33	0	0	0
32	島根県		73	65	6	2	0
33	岡山県		369	352	13	4	0
34	広島県		180	169	7	4	0
35	山口県		160	152	5	3	1
36	徳島県		190	180	9	1	0
37	香川県		116	109	3	4	0
38	愛媛県		226	217	7	2	1
39	高知県		201	174	21	6	1
40	福岡県		432	406	19	7	1
41	佐賀県		73	69	3	1	0
42	長崎県		203	199	3	1	0
43	熊本県		402	382	14	6	1
44	大分県		479	443	29	7	3
45	宮崎県		102	96	6	0	0
46	鹿児島県		172	165	7	0	0
47	沖縄県		168	151	12	5	0
48	札幌市		188	162	21	5	0
49	仙台市		205	164	35	6	0
50	千代田市		87	81	3	3	0
51	横濱市		461	427	25	9	2
52	川崎市		82	79	1	2	0
53	名古屋市		299	266	25	8	1
54	京都市		274	235	35	4	2
55	大阪市		392	325	53	14	5
56	神戸市		312	278	26	8	4
57	広島市		146	133	6	7	2
58	北九州		184	176	7	1	1
59	福岡市		258	231	16	11	1
合 計			18,433	16,905	1,130	398	62

(資料) (財)日本障害者スポーツ協会調べ

5 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	14	鳥取県	5
青森県	15	島根県	7
岩手県	4	岡山県	14
宮城県	6	広島県	11
秋田県	5	山口県	9
山形県	6	徳島県	7
福島県	17	香川県	7
茨城県	7	愛媛県	12
栃木県	8	高知県	7
群馬県	23	福岡県	7
埼玉県	62	佐賀県	2
千葉県	17	長崎県	12
東京都	274	熊本県	13
神奈川県	64	大分県	7
新潟県	7	宮崎県	9
富山県	8	鹿児島県	11
石川県	15	沖縄県	5
福井県	5	札幌市	21
山梨県	6	仙台市	8
長野県	19	千葉市	4
岐阜県	11	横浜市	34
静岡県	13	川崎市	17
愛知県	24	名古屋市	9
三重県	21	京都市	30
滋賀県	5	大阪市	8
京都府	25	神戸市	14
大阪府	57	広島市	9
兵庫県	29	北九州市	5
奈良県	15	福岡市	14
和歌山県	17	合計	1,117

(注) 第13回(平成13年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

6 第15回手話通訳技能認定試験の概要(平成15年度実施)

(1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

(2) 試験期日及び試験地(予定)

ア 一次(筆記)試験

平成15年9月28日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

イ 二次(実技)試験

平成15年11月30日(日) 東京都及び大阪府

(3) 試験科目(予定)

ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、
読み取り(筆記)通訳

(4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者